

〈言語〉派法理論

要綱

橋爪大三郎

〈言語〉派法理論の骨格	3
人称構造論	7
執行分析をめぐって	21
言語事象としての法	38
原初的な法	55
司法=権力	62
規定法	71
生成法学の権限と射程	別稿
文献	5

* 0 *

本稿で、わたしは、法の本質を抉りだして論じたい。法現象をな
りたせる最奥の核心にまで、たどりつた論究をすすめたい。社会
諸科学がこれまで法を把握してきたやり方は、はなはだ不十分であ
り、わたしは之れにどうしても不満であるので。

わたしが与えようとする視角は、ひと言でいえば、法現象を、
人間に固有な言語現象の1特殊領域としてとらえ、位置づけな
おすところに、ある。法は、特有の人称構造を有する故に、之れを拒む
ことがなからしくなっているような、言語形式であるのだ。法、お

よび、之の展開系列を、言語現象として解明しようとする仕方によ
って、わたしの議論を、〈言語〉派社会学による法理論の、ひとつ
の試み、とみなすことも、できるかもしれない。本論を、〈言語〉
派法理論とみながら反駁するゆえ人である。

* 1 *

法について、われわれの社会は、きりめて大きな知識の蓄積を推
している。

われわれは、いかなるものが法であるのか、いかなる手続きによ
れば、法が法として樹立され、また、法が法であることをやめるに
到るのか、を識っている。われわれの社会は、整合的で膨大な実定
法の体系を、編みだしつつ持っている。実定的な法に日々たずさわる
実務家の一群は、明晰な意識をいささかも曇らせることなく、こ
うした法の解釈や運用に関与することを、専らにしている。法は、われ
われの社会においては、最も有効に作用している社会的な調整手段
(のひとつ)なのであり、方々に出来上がった社会技術であるのだ。
またさらに、法を以て自らを主題的に解明の対象とするような社会諸
科学、たとえば、理論法学や法社会学といった個別科学が、すでに
堅固な研究領域として、確立している。

法に関わるこのような知識の体系——もっとも日常的な常識ないし
通念に類するような知識から、もっとも特殊で専門的な知識に至
るまでの、階層的につみかさねられた知識の体系——に目をやるこ
と、之にわたしがいまさら筆をさしはさんで新しくつけ加える
べきどんな余地もなさしているように、あるいは思いつけら
ないかもしらぬ。それも、無理もなからう。しかし、わたしが、独自に
法理論を構成する必要をみとめるのは、こうした既存の知識の集積
が、おろろろ local knowledge の領域にとどまってお
り、法現象の核心を描きだすには、なお程遠いように思われるから、である。法
的なものの存りたちを扱おうとすれば、われわれは、近代法に関

る実証的な知識の範囲を越え、より一層基本的な出発点へと立ちかえって、法現象を論じはじめるのでなければならぬ。たとえば、宗教学や人類学をもたらす知識は、法的なもの本来の深みとひろがりとを、明瞭にゆいゆいに呈示してみせてくれている、と言えよう。わたしは、法理論は、法が一連の言語的な事象として成立している、という基本的な事実の上に、相立てられるべきではないか、と着想した。法を法たらしめているものこそ、言語のある特異なあり方があると、考えないわけにはいかない。本論は、〈言語〉の概念によつて、法を、首尾一貫して解明しようとする作業の、(おそろくはじめの) 試みである。

〈言語〉派法理論の骨格

* 2 *

そこで早速、なるべく核心へとふみこんだ要約を、まっさきに試みよう。

法現象が言語現象の特異な領域を画することは、疑いのないところだとしても、それがいかなるいみで特異であるのかを、厳密にのべるに足るだけの、理論的な装置も、またそのほんの端緒となるような手がかりさえも、既存の所説からはなかなか見出しがたいように、わたしには思われた。いっぽう、わたしが目下準備しつつある「記号空間論」は、人間-社会事象に関する原理論的な考察にしたがって、一連の基礎的な諸範疇を用意するほかのものである。わたしの願望している如くに、この原理的な考察が十分に一般的に妥当なものであるならば、法現象といえども、また必ずや適切に解明しうるにちがいない。以下の論述で提示したいのは、こうした前提に依拠して構成される〈言語〉派法理論の、ひとつのありうべき仮説系の骨格をスケッチしたものである。

* 3 *

法現象の最核心部は、話行為の経験——言説の発話-受話にかかわる人々の経験——のある特異なあり方として、握られるはずだ、と思う。そして、その特異性を浮きぼりにするには、各人の話行為を、ひとつの社会的な事象として成立させる際の前提にならねばならない。対面的な状況に発する発話-受話の交錯した展開は、世界の対人的な図式としての人称構造をうみだすこととなるが、法的言語は、この日常的な図式を、話行為が、幾分か踏みこえてしまうところで、はじめて成立するのである。端的に言って、法は、非人称による発話なのだ——このように、〈言語〉派法理論の基本的な部分には、人称構造論ならぬに発話-受話論の上に、まが自らを定礎する。

原生的な、もしくは原初的な法は、いまのべたように、(ひとこととて言えば) "特異な人称構造を保った話行為" として概念化できるが、それにつづく、法のより発展した諸形態——たとえば、法定法に到る法の展開系列や、法的機関の運行——を解明するためには、そのほかに、少くとも、書記行為が法現象に及ぼす影響を考へるための、テクスト論、政治権力ならぬに権力機関のなりたちについて考へる権力理論、のふたつを、どうしても用意すべきである。こうして、原初的な法のあり方が、いかなる変容を被って、現在に到ったのであるのかを、明らかにしなければならぬ。

*

かくして、以下でわたしは、順次、つぎのような一連の論糸に言及して、この小論を構成していきたい、と思う。まが、独自に、人称構造の概念図式を定立する諸論を組み立てることを、こころみる(pp.5-20)。ついで、話行為をめぐる諸論——Austinの理論、及び、Rossの執行分析——の内容を検討し、人称構造論と発話-受話論との関連を内付けすることを、はかす(pp.21-38)。その上にた

うて、法を、言語事象としてとりかえし (pp.38-55)、原初的な法のありかたを描きだしたい (pp.55-62)。

さらには、原初的な法につづく法の諸形態とその展開系列を、あとづけてみることをしよう。その展開の要因は、ひとつには、法を解釈ないし解釈する部分が、社会過程のなかで、分化を遂げ、相対的に独立な発話主体として成立して行くことであり (pp.62-71)、もうひとつには、解釈される法自身が、テキストとして書きだされて行くことにより、社会過程のなかで、独自の位置に定在するものようになること、である (pp.71-92)。

完全に展開した法テキストと、完全に分化した法解釈—法執行部門とは、法の生成モデルを有効にさせるので、生成法学の試みが、可能となるかもしれない。しかし、これは、法現象の全幅をおおうほどのものでは、ないだろう。わたしは、ここに、法の制約理論ないし法の機能理論、終じて、法を現象的に記述する試みの限界を、みることになる。原初的な法のありかを通じて、法—人間—言語の不可避の結びつきを見透す、<言語>派法理論を、われわれが必要とするゆえ人である。

(文献)

- Austin, John L. 1960 How to Do Things with Words Oxford Univ. Press. 坂本白女訳『行為と言語』, 1978. 大修館.
- 橋爪大三郎 1977 「「家族の生成理論」は可能か」(unpublished).
——— 1978 「客観論」(unpublished).
- 今井邦彦 1975 『変形文法のはなし』, 大修館.
- 川本茂雄 1977 「法とことば」『現代思想』5-9:80-85.
- 川島武宜 1967 『日本人の法意識』, 岩波新書.
- 不和 敏 1974 「弁理的他言のトポロジイ」, 『分裂病の精神病理』3:97-121. 東京大学出版会.
- 小見山 奥 1976 「分裂病における「自他変換」現象について」『分裂病の精神病理』5:93-118. 東京大学出版会.
- Komuro, Naoki 1975 'Structural-Functional Analysis as a Theoretical Method for the Sociology of Law' (Prepared for presentation to the Symposium on Theory in the Sociology of Law (September 1-4, 1975, Japan)).

- Luhmann, Niklas 1972 Rechtssoziologie Rowohlt Taschenbuch Verlag 村上淳一・大窪佳平訳, 『法社会学』, 1977. 岩波書店.
- Merleau-Ponty, Maurice 1962 Les relations avec autrui chez l'enfant (Les cours de Sorbonne, Centre de documentation universitaire). 滝田静雄・本田元訳『幼児の対人関係』, 『眼と精神』:97-192. 1966, みすず書房.
- 三浦つとむ 1956 『日本語とは何か』言語学』, 講談社; 1976, 講談社学術文庫.
- Searle, John R. 1965 'What Is a Speech Act?' in M.Black (ed.) Philosophy in America:221-239. Allen & Unwin and Cornell Univ. Press; Pier P. Giglioli(ed.) Language and Social Context:136-154. Penguin Books.
- 角田忠信 1978 『日本人の脳: 脳の働きと東西の文化』, 大修館書店.
- 直 明志 1976 「コミュニケーション能力 として/あるいは多元的現象」(unpublished).
——— 1978a 「文字と権力」(unpublished).
——— 1978b 「行為の格理論・ノート(その2) —『<言語>派法理論』へのコメント, および、「格のクォーク仮説」について」(unpublished).
- 安井 稔 1978 『言外の意味』, 研究社出版.
- 安永 浩 1977 「分裂病者にとっての「主他他言」—その倫理、二重身のパントム論的考察—」, 『分裂病の精神病理』6:53-96. 東京大学出版会.
- 吉本隆明 1968 『共同幻想論』, 河出書房新社.
——— 1977 「法の初源・言葉の初源」, 『現代思想』5-9:36-47.

人稱構造論*

橋爪大三郎

* 4 *

人稱構造とは、なにか？

人稱構造は、わたしが、仮設的な概念装置として、各人の心的領域のなかに、存在を要請したものである。そのさあところを、ひとことではいうならば、社会的な生活を営む各個体が、各自をとりまく対人的な状況をきりわけ、ひとつの人称的世界として把握する際に採るような、了解の下敷きとなる図式、とでもまとめられよう。

わたしの予想によれば、この人稱構造は、基本的なところは、各人の帰属する文化、性別、そのほかにかかわりなく、およそあらゆる人間が構成する人称的世界と、共通にさせえるような図式だ、とみられる。わたしが、この人稱構造論であらうかにしたのも、そのような、人稱構造の普遍的な特性に、ほかならぬのだが、それは、たとえば、11のゆる人稱/無人稱の対比、であるとか、1人稱/2人稱/3人稱の分離であるとか、いったものであるだろう。人稱構造論は、このような人称的世界の普遍的な構造やそれが構成されるにいたる論理的な関係を述定すること、を、さしあたりの目標

* 本稿は、もともと、『<言語>派法理論・要綱』の一部をなすものとして、起草したもので、内容的に他からやや独立した部分があるので、体裁や記述を少々工夫しなおし、単独でも読めるようにしたもので、各節の通し番号や頁付けた、見にくいか点がありましたが、御容赦下さい。

とする。

* 5 *

人称的世界は、どのようにして、わたちづくられていく、とみられるのか？

N.B. 二通りの記述に関連しては、すでにまとめた「性別論(予稿)」、「記号空間論(素稿)」、「容復論」そのほかの該当箇所を、参照したい。

世界は、身体性の分節/統合とともにほじまる。

身体性の分節とは、まあ、さまざまの対称を相互に区別してたてることであり、統合とは、とりあえぬは、それらからの分節において、それら対称の多様さにもかかわりなく同一的な自己像を、括りだしてくることだ。こうして、人の身体性においていったん成立した世界は、対称化の力動にみちみちて、展開をとげながら、その内面構成をより高度なものとしていく。

*

人は、当初から、対人的状況のなかへと、生みこまれていく。そして、容復への志向的な関心によりてとらわれるように、人は、もっぱら他者へと向かう存在者であり、自らに本質的な対称を、他の人稱として持つほかないような、存在者である。人稱であるような対称は、やはりそれ自身の世界をもち、それ自身、対称化を不断に行なっているほうのものである。(というより、人は、他者とのあいだの相互対称化をまず最初の機縁として、己の対人的な状況を拓いていく、と言った方がいいのかもしれない。)

相互対称化をともなう限りでの対称が、人稱に属し、そうでない場合には、無人稱(物稱)に属するわけになる。

対人的な状況とは、こうした相互的な対称化が生起する、対人的な交渉の場面であり、人は、そこにみとめられるさまざまな関係を整理して、世界を、人称的世界として構成する。

* 6 *

個体は、身体の能動と受動の回路を発達させていくことによつて、また、(といふと別のことでありえないが)言語を獲得(していくこと)によつて、自らの世界を、一定の了解のもとにおいていくことになる。では、了解とは、なにか? 了解というもののなりたちについて、ここで必要有限りのことだけを、まとめておきましょう。

了解は、単純な心的過程からなるものではなく、より複合的な心的機制のうごきで成り立つものだ。(好むところではないが、ちょっと新行動主義的な言い方をすると、了解作用は、単なる刺激(S) - 反応(R)に対応するような心的過程に相当するのではなく、一連の刺激 - 反応系列と、新たな刺激とのあいだの関係を問題とするとき、はじめて成り立つ概念なのだ。) 了解は、個体が、そのつどそのつど受容する知覚刺激を、すでに成り立っている世界図式の枠 - 空の拡がりのなかに位置づけ、そのこととの反作用において、同時に、世界をも再確認する、という、心的はたらきからなる。

といゆえ、了解とは、世界を、世界でなにかに、(世界とは別の何か、世界の外にある何ものかに)関係づける、という仕方のことはなく、むしろ、世界を世界といふ自身へと関係させるようにしか(自己を自己自身のなかにうめこむようにしてしか)あることができない。

世界は、平板な図式のようなものではなくて、その内部に、枠 - 空の拡がりをとらえている。このような構造は、人が、世界をいったん自らのなかで分裂させ、世界を2重の現実性において把握しているからこそ、そのようであるのだ。この、2重の現実性(double reality)を契機として、世界を日常的に理解する仕方——自己の心的な世界の拡がりや物圧的な世界の拡がりとは、互いにある距たりにおいてありながら、対応しあっている、というような考え方——が、成り立ってくることに存するのである。

* 7 *

了解とは、世界を世界へと対応づけることである。とすれば、了解をかたちづくる対応には、一連の図式——身体図式やそのほかの、世界の了解にかかわる図式——が、介在してこなければならぬ。とりわけ対人的な状況が、人称的世界として了解される際の図式が、人称構造である。

N.B. 人が、各自、人称構造ととも称すべきような図式をとらえてあり、それを下敷きとして、社会的な交渉をいとらんでいる。と考へるべき証拠を、わいわいといくつか思いつくことが、できるだろう。そのうちでも、おそらくまさきにあげられるのは、言語に人称要素がみだされること、である。この論点については、わたしは、素行分析をとりあげる際、詳しく論じるつもりである。

*

そのつどそのつど出逢われる対人的状況を、人は、どのようにして了解へともちがらす、と考へればよいのであろうか?

図式的な交渉圏で、他者(そしてまた、そこからひるがえって、自己)を固定する手掛りは、(主に)容貌であり、そこに、いふところの容貌的世界がひらかれている。しかし、それだけでは、対人的状況の各項を確定(えた)にたがえず、その関係を了解するには足りない。

現にここにある対人的な状況が、互いの特定の関係(たとえば、これこれの親族関係の規定性をおびた関係である、とか、しかじかの分業を担いあっている、役割関係にある、とか)としてある、と了解される、ということは、その状況(場面)が、別の状況(場面)や語境(語場面)一般と関連づけられ、そうした人称的世界の拡がりを背景として浮かたせられたことによる、と言えよう。特定の対人的な場面は、そこに現在する他者への志向だけからなるように見えながら、実のところ、そこに不在する他者たちへの広角的

な配慮（もしくは志向）の裏に欠けは、本来なりたたなれものであるのだ。（ゆくとも、成熟した対人的状況は、そのようである。）対人的状況の特個的な現在から、相対的に独立に保たれている、恒常的な図式が、人称的世界をささえている。

とゆえに、わけわけは、対人的な状況が了解へともたらされる仕方、つぎのようを見取りのもとに描きだすとしても、かまらぬだろう——了解は、そのつどの特個的な対人的状況を、人称的世界の関係構図へと、対応づけるようにはたらく*。この対応に即してみるならば、特個的な対人的状況（場面）は、そのつど、自己を対象としてたなものと直面するかに応じてありわかれてくる、人称的世界の局所的な祖である、とし、とらえかえされることになる。人称的世界の局所的な祖をなりたたせるのは、自身から人称へとむかう、一本の磁針の軸き方向であって、この磁針の向きが人称的世界の関係構図のなかを振いていくことで、そのつどの対人的状況が露呈してくる、とみえるようになる。

* 人称的世界の関係構図（たとえば誰と誰と誰とがいて、誰と誰とがどういふ関係にあるか、というようなことを、十分に識っていること）をい自体は、では、どのようにして成立するにいたったのか、とこんどは人曰問うべきであるかもしれない。この問いは、より基本的であるので、人称構造論の枠をはみだしているだろう。もとより、ここでたえることはできないが、暫定的には、「客観論」でのべた系図をみてほしい。

このような、了解のなかでたしかめられる対称志向が、人称構造を析出させてくる。

特個的な状況を了解することによって、人は、自らを、そのとき自身が直面している状況の特個性から解きはなたれ、それをこえた、より大きな存在性であるように、感じる。それは、自分が、この状況ではないさまざまな別の状況下で、さまざまな異なったあり方ができることも、知ることによるのである。了解において、人は、

まここにある自らとはもっとちがった自今のひろがりがあることを、確信するのだ。個々の状況は、あまりに特定であるゆえに、たとえば「単調な」「つまらぬ」もののように、おもられる。もし、ぎゃくに、人が、自らのおかいる個々の状況を、そのように観念的に離脱することができなれば、とすれば、自らは、その状況を了解するというよりは、かえって、その状況にどじこめられてしまうばかりはない。これでは、時一堅のひろがりをもつことが、できなくなる。ある種の精神障病の場合を想起させる、といつてよい。

人が、自らを、そのつどの特個的な状況をこえた（人称的）世界のひろがりとしてしるようになるには、なお特個的な状況のなかにとりのこまぬ自己——自らの身体像——に対しても、あたかもある人称へとむかうような仕方、むかうことができる。このようなとき、自己である人称なれ人称、一人称が、世界の原座の軸きものとして、析出してきていくのだ。

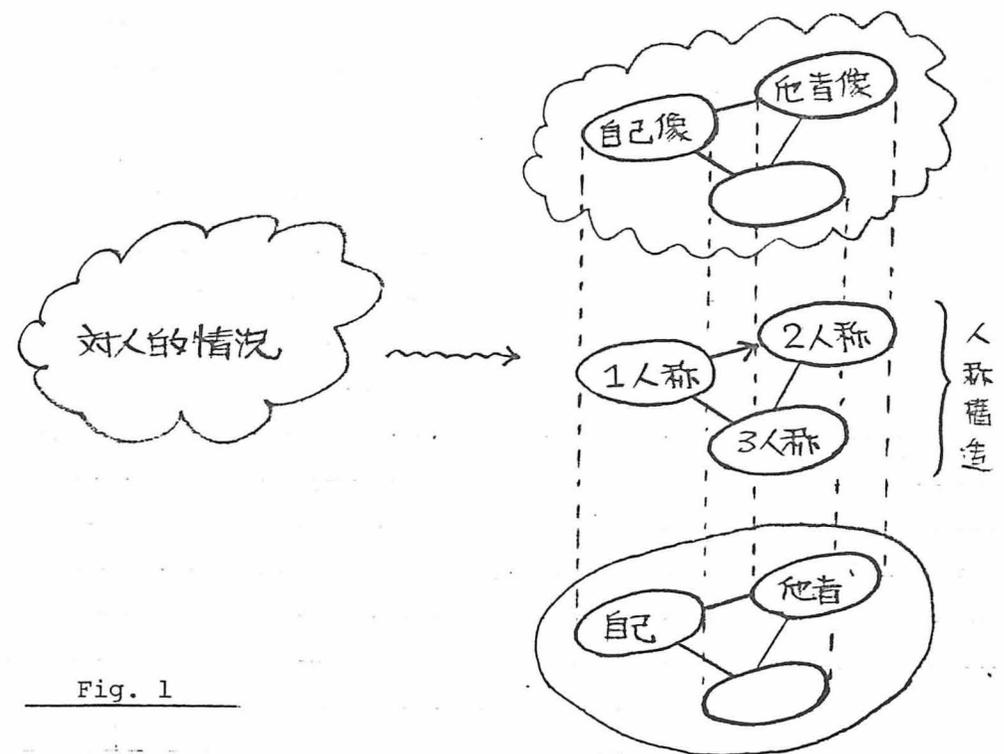


Fig. 1

* 8 *

人称構造は、人称的世界のなかで、対称/自称をふりかきける際の図式であるのだが、それを構成する各人称は、一定の人称価をもち、それら人称価は、さしあたりまず、1人称/2人称/3人称であるが、それらの成立秩序について、略言しておく。

もっともきりつめて定義したければ、つぎのように言うがよかろうと思う：

- (1) 特定の対人的状況のなかで、対称への志向の焦点となっている人称の人称価が、 $\overset{\circ}{2}$ 人称である。
- (2) 2人称たる対称からの介称において保持される自称に与えられる人称価が、 $\overset{\circ}{1}$ 人称である。

1人称と2人称とは、本来、相補的ないし相互的である、というのはいくのだらうから。2人称は、いわば、"いまひとつの(可能な)自称"である。現象学的リアリティは、自己像を中心とする世界像であるのだが、そこに脱中心化を施したところに、(すなわち、他者像を中心とする世界像もまた同様なリアリティでありうることを信じられるところに、) 1人称/2人称の対照が、成立するようになる。

これに対して、3人称は、1人称/2人称と対等な人称価ではなくて、1人称/2人称の成立する契了解的な場から、派生的に生みだされるもののように、思われる。

- (3) $\overset{\circ}{3}$ 人称とは、2人称となりうる対称の、人称価である。あるいは、もっと正確に言えば、

(3) ある自称に対して、(すなわち、目下の対人的状況のなかで、1人称または2人称の人称価をわりふらされている、人称的な主体に対して、) 2人称でありうるような対称が、現に有する人称価が、 $\overset{\circ}{3}$ 人称である。

いまのべた3人称の定義を、もうゆがみくだいてのべてみよう。ある対人的状況では、対称志向は、たとえばわたし(1人称)から、特定の誰かAさん(2人称)にむかっただけでいて、それ以外の諸対称、Bさんや手許のゴッスなどは、志向の焦点としてのがってはいないだろう。しかし、それらはまったく没却されているのかというと、そうではなくて、潜在的に配慮されており、ときと必要に応じて、志向の焦点となることができる。3人称は、対称のうち現に2人称でないものもつ人称価であり、かつて2人称であったか、これから2人称になりうるかあるもの、潜在的な2人称の系列である、というべきなのだ。

*

2人称が具体的であるのにくらべれば、3人称は、より觀念的な対称のあり方である。人間が、3人称のようにして対称をもつていけば、それは、人間が、まったく現前しない対称をあたかも現前するがように副次的に配慮してみせたり、まったく架空の対称を現実の対称と同じように焦点化したりできる、という、固有な能力をもつことと、照応している。このような視界の広角化は、人間の思考にとって、また行為にとっても、まったく本質的なことである。

* 9 *

人が3人称を手にいれることができたのは、言語にあかぬところだが、ゆくない——というよりも、むしろ、言語の介在によって、はじめ、人間が人称構造をもつことが可能に存している、と云うべきであるのかもしれない。

言語は、ある対称を「指示」するはたりきをもつのだが、この「指示」という仕方は、人が、そこに目下不在である任意の対称を、その目下の対人的状況のなかにもちこんでくることを、可能にする。言語なしでは、おそらく、人はかろうじて自己意識を今溜すること

ができる程度にしか、あきないだろう。言語をすることによつて、人間は、(固有のしみでの表現へとむかう) 表出の構造を手に入れることをえた。というのは、表現とは、現に存してない秩序をはじめるところに実現して行くような動作の(ある)集積によつてなりたつての事であり、現に存してない対称をどこにあるものの如くに扱う手がかりは、言語によつて(、あるいは、言語を識っていることにもとづいて、思考の抽象性によつて) 与えられることが保証されるのだから。

* 10 *

とゆえ、人称構造が区画整理している対人的状況とは、より具体的に言つて、発話-受話の状況である。発話-受話の状況に即して、先にあげた人称価のおのおのを、つぎのように規定しなおしてみる:

- (4) 1人称は、現に発話する主体に、定位する。
 - (5) 2人称は、現に発話のむけられている対称を、照準とする。
- それに対して、
- (6) 3人称は、言及可能な(1人称、2人称以外の)すべての対称に与えられる。

1人称と2人称との分称は、発話者から受話者へと向かう磁針によつて生じる。独話のごとくに、自身だけが受話者としていないような発話-受話の状況においては、発話者は、受話者としての自らに、2人称の人称価を与えるであろう。そのほか、特異な発話-受話の状況からは、特異な人称価のやり取りが生ずる。

*

対人的状況をなりたせる会話とは、発話の応酬、おなわち、発話と受話のめまぐるしい攻守交鋒から、反りたつてくる。そこでは、発話者から受話者へと向かう磁針も、つねにつけがゆるるので、ある

屈伸の経験する人称価も、刻々にいれかわる。会話にかかわる屈伸は、中心化と脱中心化の反復のただなみにおかいるほかはない。どの言語も、発話-受話の状況を人称構造へと分節するための、人称価の厚かの方式を、かならず内蔵している。

N.B. 現在の変形-生成文法派の枠組みでは、せいぜい、文 sentence に相当する長さの記号列が扱えるにすぎず、それを超える、文と文との関係や、対話、文章の内的構造には、まったく言っていないほど、方法的な分析の手がとめられしていない。このことは、この言語理論が、いまだに、発話の状況とそれとを規定する人称構造に、真に掘解していない、ということを示している。

* 11 *

ゆたしは、ここで、

(7) 言語には、かならず人称構造が投影されている。
 という主張を、のべている。先に註記したので誤解の余地はないだろうと思うが、この場合にいう、人称構造は、決して、文の表層に観察されるような人称現象の厚かで見つかる、と言つていいものではない。たとえば、印欧言語では、人称・性・数の区別があり、それらが文法最層のなかに組みこまれているのに対し、日本語では、そうしたものは存しない。こうした事情からしても、表層的な人称現象の普遍性を主張しえないことは、容易にわかる。しかしながら、言語の深層に、普遍的な"人称構造"を考へなくともいいのかわかれば、これとはまた別の問題である。

人称構造が投影されるとしても、いわゆる人称現象の厚かへばかりであるとは、限らぬ。たとえばまた、日本語の、こ/そ/あ/どの系列を、考へてみよう。ゆたしの考へでは、こ/そ/あ/どは、発話-受話の状況に関連する人称構造を、ある仕方で投影するものである。て、元来

- こ: 発話者(1人称)の近傍
- そ: 受話者(2人称)の近傍

あ：発話者 受話者の非正像 (= 遠隔)

ど：不定域

の如くに対称をみりわけずもの、とみられるのだ。これらの屈折変化形が、人称詞的な用法をもっており、しかも、(主として会話のなかで) 時に応じてその人称価を変化させるのも、そのゆえである。

* 12 *

人称構造が言語に投影されるのだとすれば、言語に定着した人称構造は、ぎゃくに、個体が人称的世界を了解する仕方を規定し、通路づけるだろう。これは、ふたつの仕方であらわれる。ひとつには、ある言語は特定社会に通用する規範からなり、人称的世界を構成するための特定の仕方を指定するものである、といういみで。個体が身につける人称構造は、特定の社会における特徴的な言語形象の基底として、扱われるものだ。個体は、自分が身につける特定言語に即して、自分の対人的状況を了解し、人称的世界へと了解するほかはない。

しかし、より重大なのは、もうひとつの仕方である——言語は、規範としてなりたっているから、これは、各人に汎用できる図式をあらわすものではなく、ありえない。人称構造は、自身を堅持づけるとしても、これ自体はかえって自身の外にあり、自身を外から規定するものである。言語のなかで、ひとは、一方的に人称価を与えられるのだ*。このようないみで、人称構造は、言語の根源的な間身在性¹と、さししめられるものである。

* さきにのべた会話の例も、どうであったが、個有石という現象も、またそのゆえのものといえる。どのような社会も、個体に名前を与えるが、これはこの個体の言語可能性を保証するものである。人が、自分が個有石をもつ存在であることと知るのは、自分が人称としてありうる存在であることと知ることで、相即するからだ。

*

人称構造は、これ自体、知覚にもたらされた対人的状況を整理するものでありながら、個体の知覚の圏域を根本的に超えている。このことが、人間において“法”現象が可能であることの、最終的な根拠になっっている。

* 13 *

人称構造が、人称的世界に不可避にさなれる構造である、とするのなら、人が非人称なる範疇をまゆきよせしてしまうのも、また不可避である、とすべきであるのかもしぬ。

人称構造は、人間相互の対人的な状況の具体相とのこりなく汲みあげるように、相みあげられているはずである。しかし、たとえ意識的な社会の場合であるうとも、ひとつの共存のシステムとしての社会のあり様は、対人的な状況のなりたちを、まゆきよせている。言語のあり方は、対人的な状況をこえているのだ。

対人的な状況が具体的であるのに比して、言語は、より抽象的、観念的である。発話—受話の場面は、相互に重なりあいつながら、重なるループをなして、社会の全貌をおおいつくす。言語は、各自に、世界の解決を強いると同時に、あらゆる発話—受話の状況を、人称構造にもとづいて了解することと、強いる。

対人的な状況のさらに外側からやってきた発話が、三人称による発話としてとらえられるのなら、これは、伝聞という現象の範国内であり、その発話者には、通常の人称価を与えておくだけで、足りるだろう。しかし、発話者が、三人称とも確定できないのなら——すなわち、発言が、どの対人的状況をとって、二人称からの発話とほうけとられぬならば——人は、発話に關する了解を維持しようとする限り、人称的世界に属さないような主体を、発話者として指定せざるをえない——このようにして指定されるのが、非人称である。非人称は、たしかに発話の主体であるのだが、さしあたり感

性的な対称でありえず、言及可能性も保証されていはいない。あつての発話、じつさい、いおれかの個体の心的過程のなかで実現されるに、ちがいない。しかし、その主体が、自らを1人称としてとらえられなくなる時には、このような、非人称への結露が生じうることになる。

*

非人称による発話は、こうして、ある種類の言語体——社会的規範や共理解や默契を、言語形態として定着させたもの——を、まよきよめることになる。というのは、非人称は、人称的世界の圏外に属し、個体の偶発的・恣意的な表現になじまない普遍的な言明を仮託するのに適當な、架空の対称であるからだ。

非人称は、架空であるかもしれないが、それ自身、強烈な現実性である。諸個体の構成的共同態ないし共同社会の集合的な契機が、その社会の言語空間のなかで確保する客観性が、発話—受話の回路のとりむすび対人的な状況へと参入し、それを促しつつあるとき、各自に体験される現実性が、非人称であるのだから。ゆたしが法現象の根柢に見出せようとするのも、この“非人称による発話”とでもいっうべき事態なのである。

* 14 *

非人称は、このように現実的であるとはいえず、あくまでも架空の対称である。そこで、この架空の対称が、本来いかなるものであるのかを、さいごにつきつめておこう。

人は、自らの身体性を分節することをおして、事態を秩序づけ、つぎのような一連の構成をおこなった——それは、まず、対称化であり、物称/人称の分離であり、また、自称/対称の分離であり、人称構造の獲得であった。このようにして、人は、あらゆるもの、あらゆること、あつてを対称とすることができる(ように、みえる

。) しかしながら、このような心的作用を以て自体(、あるいは、身体性の在処を以て自体、人間の存在を以て自体)を、対称として持つことは、できない、なぜなら、対称の外には、それをたてる心的作用がなければならぬのだから。したがって、人は、かかるといみで、非対称性をついにのたれることはできない。(1人称のごときは、自己宛に与えうる規定、単なる自己解釈にしか、おぎない。)

このような、非対称的な心的作用が、言語形態において自らをあらわすとき、人は、それを、“非人称による発話”として経験する。非対称的な作用は、本来、解釈できぬはずのものである。そのように非対称的な、自身の言語活動の主体性が、すでに構成された人称的世界のなかに、無理やり繰りこまれるとき、それは、非人称と解釈されるよりよいのだ。ある種の憑依は、このようなありかたをしていいる。

*

あつての共通体験が、言語に定着しうるように、非人称体験もまた、それ自体、記述されるようになるだろう。非人称もまた、名づけられ、言及可能なものとなり、宗教的対称として、人称的世界の列に加わるかもしれない。そのような社会にみいだされる人称構造は、宗教性と不可分である。そこでは、個体の1人称性はますますおびやかされ、咬縛は深いと言われねばならない。

(30字×30行。本文30枚)

CN 71

HASHIZUME Daisaburo

Completed 1978-9-24

1st copied 1978-10-2

執行分析をめぐって

* 15 *

法現象の基底に立ちいるうとあるまじく、わけわけは、人称構造と発話一受話の状況について、これまでの言語理論がどのような議論を行っていったのか、ひと通り目と取っておこう。

*

Cambridge 大学で、11年ほど後期の Wittgenstein から、日常言語に関する思索と検討をつみ重ねていた下度その頃、Oxford 大学では、John L. Austin (1911-1960) が、言語行為に関する独自の考察をすすめていた。哲学者であり、第2次大戦中には暗号担当の情報探査としても顕著な功績のあった Austin に、ここでわけわけを注目する理由は、彼が、執行的発言 performative utterance の概念を提出するなかして、行為としての言語の側面に系統的な関心を示し、理論化努力を継続したからに、ほかならない。Austin は、まとまった著書を1冊ものこしてはいないのだが、近時邦訳された講義録 (Austin [1960=1978]) からだけども、わけわけは十分に、彼の着眼をたどることが出来る。

*

日常的な言語のあり方に関して反省的な考察を深めていくことが、(とりわけこの時期) なぜそのまじく、哲学的な研究作業を推しすすめることに直結したのか、理解すべきだろう。

哲学は、方法論的に厳密で、一貫した、世界に関する知の体系であることを、自らめざしている。ところで哲学は、それ自体言語によつて自らを構成するしかなかった。わけわけ、そのような哲学に対する批判を、その哲学の言語使用に関する批判としてすすめる二

とが、可能である、と云える。実際、20世紀の哲学者らは、先行する諸々の哲学を、このようにして吟味し、その言明の過半を、論理的に非意義的なものとして、裁断しようとした。しかし、哲学批判における過剰な(ないし、即自的な)論理主義は、またあらたな閉塞へと、致りつくばかりは、ないだろう。日常言語に対して積極的な関心をよせる人々の動きは、こうした論理主義のゆきすぎに対する一種反動のようにして、捲きおこる必然性があった。

Austin の所説は、相互に必ずしも整合的とは言えない、試行的な議論のスケッチ程度の積み重ねという態をなすものにすぎない。しかし、Austin がどこまで自分の主張点をはっきり自覚していたのかは別としても、その議論のさししめ方とこころは、きわめて明瞭である、と云ってよいであろう。現に、彼のアイデアは、のちの變形一生成文法派の理論家たちへ、少なからぬ影響を与え、彼らから、注目すべき先行者の一人としての扱いをうけることになつてきているのである。

* 16 *

Austin の議論の出発点は、人間の言語には執行文 performative sentence とよばれる種類の文がたしかに含まれていること、わけ、そのような種類の文については、「通常」の文とは異なつて、その真/偽を問うことに¹¹みがないこと、を発見したところにある。従前より、哲学は、「真」であることが明らかとなつた諸々の言明によつて、自らを構成しようとしてきた。ところが、人間の言語活動のなかに、その真/偽を問うても詮ないような一連の言明が含まれるのだとすれば、真偽を唯一の規準としてあらゆる言明を裁断しようとする態度は、決して十全な仕方だとは言えなくなることになる。

Austin は、はじめ、執行文を、それ以外の文とは異なる種類の文として樹てようとした：

- (8) 文 { (i) 事実確認的 constative
(ii) 执行的 performative

(i)は、従来からよく知られていた種類の文であって、その真/偽を問うことができ、その意味で、(原理的に)検証が可能である。それに対して、(ii)に属するような文では、そのようなことは見てもたない。なぜなら、(ii)の種類文では、ある言明を發する事、そのこと自体が、ひとつの言定(ようにもな)行為を構成して居るのであって、問うことができるのは、たかだけ、それが適切な状況下で發せられているか否かだけである、というのだから。

Austin が執行文の例として挙げているのは、たとえば、つぎのような文である (→ Austin [1960=1978:10])。

- (9) a. " I do. " —— ただし、結婚式の進行の中で言われた場合。
b. " I name this ship the QUEEN ELIZABETH. " —— ただし、船首に瓶をたたきつけながら言われた場合。
c. " I give and bequeath my watch to my brother. " —— ただし、遺言状の中に記された場合。
d. " I bet you sixpence it will rain tomorrow. "

N.B. 日本語にも、執行文の種類が容易にみつけることは、さうまでない——たとえば、「バッキョー」、「君を軽蔑する。」「明日中におとどけしなす。」など。(もちろん、適切な状況下で言われたものとする。)

* 17 *

真/偽を問えない、とは、どういったことが？ 多少融通はせられる感じになるが、この点を考えてみよう。

言説が、何かその言説が対象とするある事態に関して言及すること、その内容とするような場合には、当然言説が、その事態と整合的である(真)か否(偽)かをめぐって、ある判定を下すことが

できるとある。真/偽の概念は、言説に関する二種の判断にかかわる。こうした判断が成立するためには、言説が再び開ける対象的な事態が、言説から分離されて、その外に置かれ、言説に対する外部基準として作用する必要があることは、さうまでもない。

言説が、その外に対象的な事態を挿入しないような場合には、このような判断が成立するための前提的な条件が満たされていない。よく知られている、論理の初等的パラドクス(「私は嘘つきです。」の類)は、このようなものである。(このようなパラドクスから言説の論理性を救おうとするには、言説が自帰的 recursive に自らに開けることを受けさせるため、たとえば Russell 流の階層理論に、うったえる必要が出てくるだろう。)

執行文もまた、このように、言及すべき対象と自らとを分離して居ない文のひとつなのだ。というのは、執行文は、自らを行為として成立するような言説とい自体なのであって、その言説の外側に言及すべき対象的な事態をもつわけではなから。たとえば、(9) a-b の言説をみてみれば、このような発言をなすことが、とりもなみせず、命名行為とい自体存のは、明らかだから、その言説の内容について、真/偽を問うても仕方がない。(bの文が、「命名行為をして居ることに、言及して居る」文であるとは、どうしても解しえない点に、注意すべきだろう。) ここまでは、まことに見易い道理である。

*

Austin は、執行文にもある種の外部基準が存在するのでないか、と考へ、それを、適切/不適切の規準とよんだ。(さもなくば、どんな発言をしてもかまわないことになつてしまふ、言説がまったく無意味なものになつてしまふ、と考えたからであろうか?) 約束とか、賞罰とか、決定や判決とかいった種類の社会的行為を実行しようとする場合に、人は、執行文に属するような発言をおこなう。Austin は、その場合、発言が状況に適切であるか否

か——例えば、(9)-b の文では、その発言が、進式¹の当且に、あらかじめ命名者として選ばれた人物によつて、シャンパンの瓶を船首に叩きつける直前に言われたものであるが、吾が——によつて、その発言の「効力」に、いちぢるしい差異がみとめられるはずだ、としている。

執行的発言の外部規準として、その「状況」をとりだそうとした Austin の試みは、大まく的外れであるとは言えないものの、在来²の設と自らとを区別しきれない不徹底さを、まだのこしている、と言えよう。執行文にも、事実確認文の場合に相当するような、外部規準があるはずだ、と発想しているのが、そのあらわれである。なるほど、たしかに、発言に関して、「状況との適切性」といった規準を、わけわけがわけもつていて、と考えてよい理由は、ある。(状況に「不適切」な発言ばかりを繰りかえしている人物を、精神の異常や障礙を被っているものとみなして、「疎外」する機制を、わけわけの社会は、たしかに内蔵している。) しかし、だからといって、その規準が、Austin のいう執行文を本質的に特徴づけるはずのものである、ということにはならない。

*

(不)適切性は、真/偽と並列するような原理ではなく、むしろまったく無縁で、別の原理にもとづいている。状況との適切性が問題となるのは、言説がつかひにひとつの行為(話行為)だからである、とみなければならぬ。真/偽は、言説の内容と、それが言及する具体的な事象との、照応だけを問題とするから、いかなる状況における発言であるかに、依存しない。すなわち、発話の状況を抽象して考えても、よいのである。(真/偽を問える文でも、それが発話される状況を、ある仕方³で問題にすることは、できる。) オバマの文は、具体的に発言(なにか表現)されたものであり、その状況とをなぞっているのは、あたりまえのことである。

発言の適切性が問題となるときには、その発言が行為であるあり

方が、問題となつてくるのである。真なる命題(たとえば、「三角形の内角の和は2直角である。’)であっても、不適切な状況で発言されることはあり得よう。オバマの発言は、不適切でありうるのだ。Austin がとりわけ執行文と考へた種類の文を特徴づけるには、それがたんに不適切でありうる言がではなくて、それが不適切である特定の仕方をとりだすのになければならぬ。

わたしの言い方で、この執行文も、特徴づけよう。執行文は、その言説の内容が、当の話行為とい自体に回帰的にむかっている。発話の状況を知ることが前提としない限りその内容を問ひえない、というところに、その特徴がもたらされる。

オバマの発言は、のこらず、執行的な契機を内包している、と言えよう。(それは、言語が、人称的世界の人称構造と不可分にしが存在(な)から、である。) しかし、執行文においては、その契機が、不可避に露呈するのだ。法的な言説も、執行文としての特徴をなぞっている。法的な言説が固有に示す発話の状況とは、権力状況であると言われなければならない。法的な言説は、発話が行為として戻つてくる実効性は、その発話をとりまく権力状況によつて、保証されているのだから。したがって、執行文の解明は、権力と言語との結びつきの解明へと、わけわけをさしむける。

* 18 *

さて、Austin は、執行文の本性を以上のように概念把握することができなかったために、晩年に到るまで少なからぬ期間、混乱した議論のあいだを揺れうごいた。Austin のような仕方で、事実確認文と対立的に、執行文の概念をたてようとするのは、当然にも、さまざまな難問を解決するように直らなければならない——執行文は、いかなる基準によつて、それ以外の文と区別されるのか? 不適切性 infelicities とは、いかなる概念であり、どのようにしてとりだされるのか? 執行文には、さらにいくつかの下位類型があるのか?

Austin は、これらの間に二たえようと、自らたてたまがまの仮説のあいだを、逡巡している。(彼は、自分の仮説の合意や自分の議論の行方について、明断な自覚をもって仕事をやる、というようなタイプの人ではなかったらしい。) Austin がなしている提案は、今日大多数の人々を充分に満足させるようなものは、必ずしも見当たらない、と言っている。

ゆえにゆえに、Austin の語々の仮説が、基本的なものから同様のなものへとわたる一連の階層をなすもの、とみとめ、以下のように整理を試みよう。というのも、より同様の仮説が妥当でないとしても、より中核的な仮説が、ただちに脅かされるものではないだろうから。

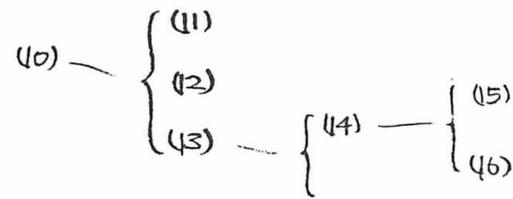


Fig. 2

- (10) 文には、事実確認文/執行文の類別がある。
- (11) 事実確認文に関する規準は、真/偽であり、執行文に関する規準は、適切/不適切である。
- (12) 執行文は、第1人称、直接法、能動態、現在形に用いられる。
- (13) 執行文は、特定の動詞をとる。
- (14) 執行文は、動詞の種類によって、下位区分される。
- (15) 執行文は、つぎの下位区分をもつ。
 - a. 判定宣告型 verdictive
 - b. 権限行使型 exercitive
 - c. 行為拘束型 commissive
 - d. 態度表明型 behabitive
 - e. 言明紹説型 expositive
- (16) 英語における執行動詞のリストは、以下のようである。

(略)

*

以上のよく知られている仮説系は、Austin が早い時期に提示したものであり、その後、彼自ら、くりがえ(批判的改良の対象として)つけたものである。この仮説系のうち、もっとも根幹をなすのは、もちろんのこと、皇頭の命題であって、派生的な他の諸仮説が妥当でないとしても、無効となるものではない。Austin の仕事に対して、これはただ英語の動詞の長たらし一覽表を掲げているだけではないか、というような悪口が寄せられたにもかかわらず、この仮説系が生きのびたのは、(16)の命題が、従来関却されてきたある首点を衝いているからに、ほかならない。

しかしながら、結局のところ、Austin は、さしごに、事実確認文/執行文を、互いに相反的な文の2類型とみなすことをやめ、むしろこの文に、事実確認文としての契機、執行文としての契機をみとめる、という方向に、徐々に考えを転換していったようだ。そして、これは、すでにのべた理由によって、はなはだ適当な変更であった、とわたしは考えられている。というのは、任意の言説は、特定の英語-変語の状況のなかにおかれていまするほかな、ないはずだから。

* 19 *

* ゆえにゆえに執行文の仮説からみてとるべきことは、これゆえ、つぎのようなことであるだろう——言説は、一般に、特定の対人的な状況において執行されるものであること、したがって、言語は、言語が行使される当の対人的な状況を予想し、これ自体に言及しようようにできているのであること。

執行行為(ないし、言語行使)と、これ以外の行為とは、単に互いに並存したり、代替しあったりする、という態のものではない。言語的な行為は、言語的な行為を含まない世界の外にあって、そこが

ら世界にっして言及する（ゆえに、真/偽の規準にだてられる）といふものは、ない。むしろ、方々に世界は、言語的存行為によつてもまた支えられてゐるのであるから、言語行使は、自立して世界を構成する行為（=執行）であるのだ。

*

Austin の言語哲学は、文を、発話という具体的存行為においてとらえ、発話-受話の状況ならびに人称構造にそつしてそのを解析するといふ、新たな視角へ、ともかくもゆいゆいをみちびいた。この視角から、行為としての言説の究明をさらにおしすすめていくと、ゆいゆいは、さらに、Ross が提出した執行分析の論点に、すぐさま到達するように思ひ出す。

* 20 *

まず、J.R. Ross のパイナマを、簡潔にのべよう*。

* Ross は、ここに及ぶようなテーマに関連して、10年か12年か、論文を発表しているが、主として時向の制御にのみ、ゆいゆいは、そのを参照せず、今井 [1975] がその紹介をさせてもらう。ゆいゆいは、そのゆいゆいであるので。

Ross が11月から10年ちかく前に唱へた、執行分析 performative analysis の立場を要約すれば、つぎのようである——ある（平叙）文**の意味構造***は、その文を子文とするところの、抽象的な伝達動詞（平叙文の場合であれば、これをかりに TELL と書ける）を含む親文の形に、あらわせる。

** Ross のはじめの主張は、平叙文のすべてに執行分析を適用するものであったが、この試みは、その以外の疑問文、命令文などの他にも、容易に拡張可能であるので、平叙文に限定して考える必要はないのだ、と云ふ。

*** 意味構造 semantic structure とは、直接観察可能ではないが、文を生かすために必要であると考えられる、理論装置である。標準理論にいう深層構造とは、世敵するものといふのが、ここでは、今井 [1975] の用法を踏襲し

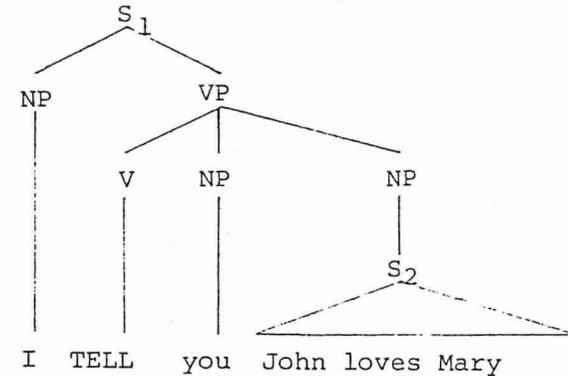
た。

たとえば、

(17) John loves Mary.

のような文は、みたとこそ、執行的に言明であると考えられる必要があるように思ひ出すが、そのゆいゆいでも、その意味構造として、

(18)



(今井 [1975: 232(7)])

のように、考えるのである。

* 21 *

一般に、上のような意味構造を考えた方がよい、といふ理由はないか？ Ross は、（もちろん英語で）いろいろの例をあげて、論証を試みている。以下で、今井 [1975] が紹介している Ross の論考の一部を、念のためかかげておくが、この小論の本旨からは、若干構造に及ぶ形になるので、この節は読み飛ばしても構わない。

*

親文の主語が I であることは、

(19) As for myself, I won't be invited.

(20) *As for herself, she won't be invited.

(今井 [1975: 232 (8), (9)])

のように、myself だけが単独で使われるのは、(19) の意味構造

が。

(21) I TELL you [as for myself, I won't be invited]
(9 今井 [LINGS: 233 (4)] I)

のようであるからだ、と考えられることからみちびかれる。同一主語をもつ親文の子文になつてゐるとき、selfの形が許容されるのである。

*

伝達動詞 TELL については、ややこしい論述を示さねばならない。

(22) Tom_i told them that Ann could swim, but nobody believed
 $\left\{ \begin{array}{l} \text{him}_i \\ *her \\ *them \end{array} \right\}$
(9 今井 [1975: 235 (23)] I)

の文で、believeの目的語になりうるのは、tellの主語でなければならぬ。このような言い方のできる動詞に、他に、say, write, declare などがあつて、そういう言い方を許さない know, feel などの動詞群と対比している。前者の一群の動詞群の素性を、“伝達する” ([+communication]) と示すことができる。また、同じ“伝達する” という動詞でも、frown one's displeasure などの、言葉によらぬ動詞と対比されてゐるので、[+linguistic] という素性も併せてゐると考える。更に、command, inquire などの対比にかゝる、[+declarative] という性質もある、と考えらるべき。

(23) Ann can swim: but if you don't believe me, just watch her.
(9 今井 [1975: 236 (29)] I)

のような言い方が許容されるのは、表面にあらわされてゐなくても、この文の前後の意味構造に、TELL とでも名付けうるような、ある抽象的動詞が使われているからだと、とみるべきではなからうか。

結局のところ、TELL という抽象的な伝達動詞は、つぎのような素性をもつた動詞である、と推測される：

(24) $\left[\begin{array}{l} + \text{performative} \\ + \text{communication} \\ + \text{linguistic} \\ + \text{declarative} \end{array} \right]$

(9 今井 [1975: 236 (30)] I)

*

さらに、youの存在については、

(25) * You feel $\left\{ \begin{array}{l} \text{tired} \\ \text{bored} \end{array} \right\}$.
(9 今井 [1975: 238 (35)] I)

が非文法的であるのは、主語の You が、意味構造上の上位文 I TELL you の目的語と一致してゐるからだ、と考えられる、等々の理由により、根拠がけられる。

*

平叙文の場合に限らなかつ、命令文や疑問文の場合にも、I IMP you とか I ASK you とかといった適当な意味構造をたてれば、11子のバタと同様の手続きによつて、執行分析を拡張してゆくことが、できるであろう。とするならば、ちやうどこの文は、執行分析によつて分析すべきである、という結論的な主張に違ふのは、まづめつ明らかなのである。

* 22 *

親文が、たとえば I TELL you のような形で想定可能かどうかは、言語学上の、技術的にもこまかい問題であるので、11子のバタが不必要に立ち上つた議論にまきこまれないのは、ないだろう。そうした議論をとりあげられてきた証拠は、(i) 英語におけるものであり、(ii) 11子のバタも決定的なものとほ言ひがたゐるところがあり、(iii) さらに、意味構造にあたる親文を、I TELL you とは別の形にたてる可能性もあるかもしれないのである。

英語以外の言語、たとえば日本語にも、執行分析が適用可能であるという、はっきりとした証拠を挙げることが、できるであろうか？ 執行分析は、十分に普遍的な言語理論であると、言えるのだろうか？

日本語は、印欧諸語と異なり、固有名詞を要しない、等の特徴があるので、Ross の議論を、単なる類推にまかして、ひきうけたのでは、適当な結論がえられないと思われるのだが、日本語文法の研究者が執行分析の試みに成功しているのかどうか、残念ながらわたしは截らない。あるいは、"○○… トイイマシタ、マル" のような、発話行為にさかのぼって言及する言いまわしが、(しばしばギャグめいた冗言としてであるにせよ) あらゆる言説に付加可能である、という事実が、日本語にも I TELL you に相当する意味構造を見出すべきことと、何か関係があるのかもしいないか。

しかしにせよ、執行分析の、文法理論としての適否は、ここしばらくのうちに決着する問題とは、思えない。ことによると、執行分析のアプローチは、生成文法の理論モデルをばみだしてさえ、いるかもしれないのだ。

ここでいわれるが、Ross の試みに注目したのは、たしかに、それが有力で興味深い言語理論上の仮説であるからだ。とはいえ、さもないと解けなかった一連の文法上の現象を、手ぎよく説明してみせることが、できている。しかし、それ以上に、Ross の執行分析がもつ意義は、それが、発話がひとつの行為であることとを明瞭に見出す、その事実を、文法理論のなかへと組み入れようとしている(唯一の)試みである、ということに、求めらるる。

執行分析の立場が、言語理論のなかでしっかりした地歩を固めるのであるなら、その主張を社会理論も無視してすますわけには、いかないだろう。執行分析が照らしてくれているのは、言語が人々によって行使される社会状況、当該の言説が生起している発話-受話の状況が、その文の意味構造の基礎をかたちづくっている、ということなのであるから。(この点で、Ross の執行分析は、Austin の

着眼をさらに一歩おしすすめ、執行的 performative という概念を、文法理論と結びつけた点で、画期的であつた、と言えるところ。

*

N.B. Austin 及び Ross の試みに関連して、執行分析の概論をフロンティアの視座から再解釈しようとした議論として、巨 [1976] がある。この点について、巨明志氏の自註を、氏のわたし宛私信から引用させてもらう。(快く引用を許可してくださった方に、感謝する。)

«… Austin は生成文法家ではなかったのに、表層/深層の区別はなかったことを断つておかげがなりません。したがって、

(1) 今後、私は酒を口にしない。

(2) 今後、私は酒を口にしないと約束します。

(2) は「遂行文」とみなされるが、(1) はどうではないということになります。つまり、Austin にあつては、遂行動詞をもつ文のみが「遂行文」なのであり、したがって定義上肯定文となり得る。しかし、このような取り扱いは、(1) と (2) が発話された場合、ほぼ「同一の効力をもつ」という点からして、不十分であるというのが、わたしの着目です。Ross は Austin の主張を、統語論に還元してとらえたわけですが、わたしはこれを発話行為上の問題ととらえたので、「遂行的分析の普遍性とコミュニケーション能力の理論に吸収するのが最も妥当であろうと思われる」という結論に達したわけですよ。》(巨明志氏の、橋爪宛私信(1977年6月3日受領)より。なお、この私信は、わたしが巨 [1976] に関連して書きおいた一連の疑問に対する回答として、寄せられたものである。また、文中「遂行文」とあるのは、本論にいう「執行文」と同じ。)

* 23 *

執行分析が、文の表面にかたらずともあらわれていない、主語 I と、間接目的語 you とをたてていたことを、みた。執行分析の内幕にかかぬりあう暇はないので、論点を、もうひとつ先へすすめよう。

これらの人称詞は、種々に言語理論上の（文法理論上の）要請にも
とづいて、導入された。もしその主張がみとめられるとしたら、
これらの人称詞は、どのようなものと、解釈されるであろうか？ か
りに、

(26) I { TELL } you []
 { IMP }
 { ASK }

が基底に在る意味構造だとし、その I は当の発話者、you は聞き
手のことであると、考えようか？

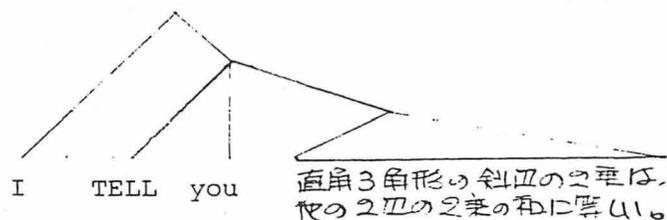
わたしが考えてみたいのは、I が発話者であり、you が聞き手（
受話者）であるとみなしうるにしても、それは、文字通り（観察者
＝聞き手に対して）そうである、のではなくて、発話主体（話し手）
の了解の図式（人称構造）においてそうである、といえるにすぎ
ないだろう、という点である。そのような了解の図式が成立しない
のであれば、たとえ見かけ上ある個体が話行爲をこなしているよ
うに見えても、その言説の意味構造の親文の主語に、発話者を指示
する I がみいだせる、とは限らないのではなからうか？

たとえば、Ross は、おべこの（平叙）文が意味構造において
執行文である、としながらも、そこから「無署名の新聞記事など」
（今井 1975: 231）を、わざわざ例外として除いておける。なぜであ
ろうか？ ——その種の文が、意味構造においても執行文であるとい
えない、と Ross が考えた理由は、おそらく、それが、具体的な発
話—受話の場面をなしている、特定の場面と結びつくことのでき
ない話行爲、集合的存（匿名的存）言語行使であるからだろうか？
しかし、「署名」の有無は、その言語行使が集合的存ものであるか
否かと、かならずしも結びつかないはずである。たとえ無署名であ
ると、その記事は実際、誰かの手によつて（意図的に）起草され
たものに、ちがいない。

Ross がおそらく、無署名の新聞記事と同列にあげられる、と
思われる、境界事例には、他にどんなものがあるか？ ——百科

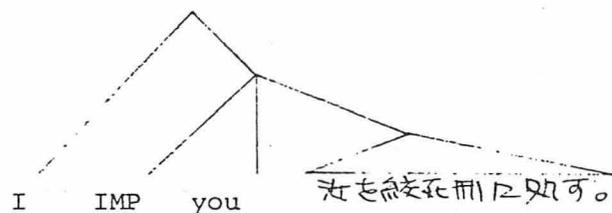
事典の（無署名の）記述、数学の教本、法律の条文、……。しかし、
無署名（匿名）／署名（記名）、あるいは、個別的／集合的、とい
うような対比は、重大な要因ではあるまい。発話者がある人物として
特定可能な場合を考えてみよう。たとえば、Pythagoras は、つぎの
ように発話するのかわ？

(27)



あるいは、判決を下す裁判官は、次のように言うのかわ？

(28)



判決文のような執行文に関して、Austin は、「状況の適切性」と
いう規準をたてた。しかし、わたしは、枠組みをかえて、つぎのよ
うに考えてみたい。——判決を宣告する裁判官の発話の意味構造の
主語は、裁判官個人とは異なっているのではないかと、と。

おそらく、人は、自身の言語的営爲のおべこを、自己の発話とし
て了解するわけでは、ない。発話が、了解における自己像（＝発話
者）と結びつかないなら、それは、I とは考えられなくなる。

*

Austin の発想によれば、（いくとも、言語理論に関する限りで）
次のように考えられるべきである——いま、文としての観察
可能な外見は同じで、その効力の異なる、3つの発話を考えよう。
おなゆる、①裁判官が「お前は死刑」と判決を下す際の発話、②同
じ裁判官が、控室で『ユマワリ君』の漫画をよんで同僚と巫山戯て、
「お前は死刑」と言ったりする際の発話、③裁判官ではない人が、

判決文(の如き文)をよみあげる場合の発話。これらは、文その自体の意味構造において、何ら互いに区別されないだろう。(といは、

(29) I IMP you []

のように存して、単に発話音=1人称を示す工は、どの場合でも相互に区別されない(ない)。そこで、①、②、③を互いに区別するといは、その根拠は、文の外部に——亦なゆち、発話ととりまく状況に、100% 求めらるることになる。その状況とは、彼、発話音が裁判官であるのか、彼は、「開廷中の法廷」の「担当判事」であるのか、……といったことなのだ。なま——

執行文におもひ到った Austin の考之の筋道が上のようであったといは、彼の発想は、ある発話が真に执行的であるか否かは、発話その自体において決してたしかめらるようがなく、発話と発話ととりまく状況との関係においてだけ定まるものである、とする判断にみちびかいている。と言えよう。しかし、ある発話が固真に执行的であることが、発話その自体の表出の構造に、まったく根拠を有してはいるのであろうか? あるいはまた、逆に言つて、人間という言語的な生物がたちがくる状況に、しかも、あらゆる発話のま、たく外にあるような、純然たる状況などを、そもそも想定することかできるのであらうか?

ここにゆたしは、知麻の考之を、もちだそう。状況にもとづく発話の類別をもちだすまえに、発話をもたらす人称構造の類別を、考えるべきである。ある言説が、社会関係の実効性を發揮していくといういみで、执行的であるとすると、その言説は、他者たちをとらえるより先に、まづ発話音をとらえてはなければならないだろう。そのような仕方として、ゆたしは、非人称による発話という概念をたてる。裁判のような、社会構成体の要求する言語行使は、発話音の共同人称ないし非人称を經由して、法的発話の表現へと到る、と考えるのだ。法的・権力的過程を構成する言語事象を、このように描くことが、も、とも妥当だろう、とゆたしは仮説してみたい。(といゆえ、

(30) ∅ IMP { us } []
 { you }

という形の意味構造を、考えるべきかもしれない。)

ゆたしが、Austin-Ross のように問題を設定せず、発話を支える人称構造自体に区別をみとめるよう考へてみる理由は、そのようにした方が、少なからぬ人間の言語経験に、よりよく対応できると思ふからである——たとえば、反響語的発話、伝聞、独語、内語、幻聴、分裂性発話、託宣、自動筆記、などなど。これらは、発話主体が、自らを発話音として了解しないような場合、つまり、発話に言語の個身性性が色濃く露出しているような語例である、とみらるのだ。

言語事象としての法

* 24 *

言語と世界とは相互に形成しあうものである、という論点を、少々敷衍しておこう。

話行為がひとつの執行とみなしうる、という着眼は、結局のところ、なにを確実にもたらしたのか? たしかに問題として照らされたのは、人間が行使する言語と、それ以外のもの——端的に言つて、世界——との関わりを、どのようにあてつけられるか、であった。

初期 Wittgenstein 風の分析哲学の、あるいは、生成文法のような言語に関して客観的にふるまう分析手法の、暗黙の前提は、言語と(対象的)世界との切斷可能性とでもいふべきものであった。言語は、世界の羊前に、すでに存してはいる。言語によつて形づくられた命題は、世界との一致/不一致にもとづいて、真/偽を判定することができる。真なる命題の真実として、世界に関する正しい知が獲

解さいる——

ある範囲では、言語と世界とは切断可能である、と考えることができるし、むしろそう考えておく方が便利かもしれない。しかし、どこまでも言語と世界とは切断可能だと思えるなら、世界はきりぬき平板なものにみえてくるであろう。のみならず、どこにもとついで、不可解な、拾取のつかない分裂に見舞われることにもなりかねない。

真相はこうである、と言おう——言語の構成と、世界の構成とは、不可分かつ相互的である。言語が、すでに確具としての存在をえている世界を基準として、世界と別なところを自らを構成できる* のでもないし、また、すでに構成されたある言語をすべからずして事実的な世界が築きあげられていくことができるわけでもない。すなわち、言語に先立ち堅牢な世界がまずあり、その言語を確実なものにしていくのでもない、また、言語が世界に先立ち堅固な仕方で存在して、世界を確実なものにしているのでもない。むしろ、〈言語〉と世界とは、相互に浸潤しあっているしかないのである。Saussureの見出した恣意性の原理は、この、世界と言語の相互形成を衝きあえる原理でもあったのである。——世界は、言語相対的 language relative である！

* (ばしば: どのように表象されてしまう)

世界がどこまでも言語に絡まれているしかないのだとすれば、言語が言及あるはずの世界も、また、どうしても言語の外側に属することが無いであろう。言葉は、世界に言及しながら、その実言葉とい自体に関わりつづけていくことになる。(こうした、言語の自己回帰性 self-recursiveness のゆえに、言語も、さながら自己完結したひとつのシステムの如くに務む立場が、方法論的に自らを正当づけることになる)

かくして、人がことばを喋り、言語とともにあるとき、その言語

は、人がことばを喋るということを、前提としている。人間が手にあるたぐいの言語は、人が人に話をするという、発話一受話の状況と、一定の関係をもちあえるべきでないように、かならずできている。

(Wittgenstein たちが思ひえがいたような"理想言語"は、こうした、普遍的な発話の状況を救済するための抽象の産物にしか、存しない) 個々の発話のなかに、ある場合には限定的に、またある場合には陰伏的に、あらわれてきている。話行と発話の状況との関係こそが、すべからず、発話の人称構造である。いかなる発話も、かならず人称構造をもちあえている、と言おうる程は、このような、言語と世界との本來的な切断不可能性によるのだ。

*

言語と世界とは相互的にしか構成されない、というところも種々な場合のひとつが、法とよばれる社会現象であるだろう。法的な社会過程において、人々は、生じた事態を解釈し、あれこれの要素的な構成素に分解、判断した上で、ふたたびそれらを合成するこゝによつて、当初の事態を再把握し、それに對して、何らかの規則づけられた方法で対応していく。これは、本來的に言つて、集合的な言語行使である。

したがって、法の現象的なあらわれを、詳細に検討しようとするならば、判断という、この集合的な言語行使が、社会という事態をどのように重層化させていくかを、問うなければならぬのである。

* 25 *

ところで、集合的な言語行使とは、いかなる事態をいみるのか? そもそも、いかなる発話もまた受話も、いかなかの個体によつて担われる以外にはないのであって、それをことさら集合的な現象であると発想するだけの理由は、ないのではなにか?

むしろ、ここで、法的なものが集合的な言語行使としてあらわ

れる、と言う場合、これは、各人が、いちがきに口を揃えて同じ内容の発言をするとか、多勢の個体のあいだでの受話・発話や文量伝達を問題にするとかいうことを、リミテッドなものではない。たしかに、すべての言語的営為は、教訓の個体が担う以外にはないであろう。しかしながら、個体は、自身の加担するすべての言語的営為を、必ずしも、自らの行為と了解しているわけでは、ない。実際、そのほとんどは、人称の世界の人称構造のなかで、他の主体(人称)へと、割り出されてしまう可能性をもっている。

個体にとって、自身の意思的な活動であるとして、あるいは、(あるいは手許にある) もっとも了解されやすい言語的営為が、自身の発話行為であることは、きりめて当然であるだろう。"いま話しているのは自分だ、自分が話しているのだ"、という自覚は、まったくあり及んでいるが、それだけに揺るぎないもの如くである。しかしながら、この、一見したところ極めて明確な日常意識は、反省によつて、その根柢が明らかにたしかめられる、という性質のものではないし、また実際に発話者の(自明な)主体性が脅かされることも、しばしばであるのだ。

このような混淆がありうることは、奇妙におもわれるかもしれない。人は、あるとき、発話者として能動的に他者へと語りかけ、またあるとき、能動的な他者のそばで、受動的にそのことばに耳をかたむける。発話と受話とは、このように別々の事態であるのだから、その間にとりちがえが生起する余地が、どこにあるのか? 受話している場合、発話者は他者であって、自分は発話行為に参画していません。また、発話している場合には、自分が発話行為の当事者であること、この事実がはっきりと区別して受容されないはずがあるのか? —しかし、了解の心的経過に即していうならば、いまのべた順序は逆であると言った方がよいのもしい。受話と発話とは、同じく言語に係りうる人の心的作用として、相互に連続しており、むしろ連続的な一事態であるともみられる。本当は、そのような言語的営為のうち、1人称にひきつけて、自らの主体性をともな

ったものが(自らの)発話であると、そしてその余のものが受話であると、分けとめられているだけなのだ。幻聴や被作為性(内語ではなく受話として分けとられるその言語的営為や、発話の主体性をたしかめえない話行為)とは、そのようにして、自身の言語的営為が帰属する人称をみいだしえないまま、自らの外へと押しやられてしまった場合である。(言語に関してはこのようなことが生じうるのは、言語が、根本的には、間身性性においてあることが、大きく覆かっている、と考えてよいだろう。)

(その)言語的営為が、了解のなかで、自他の(人称構造)などのようにくりひらかれるのか、については、言語伝達を媒介する身体語言のあり方について、もう少し目をくぼめておく必要がある。

* 26 *

同じく遠隔的な受容器に属する視覚器と聴覚器とであつても、両者のあいだには、注目すべき差異がある。まず、一方の視覚器は、受容器としていわば鈍化されており、能動的な諸行為(たとえば、描画行為や書字行為)との混淆にみまわれることがほとんどありえないのであるが、これに比して、いま一方の聴覚器は、よりしばしば"この種の混淆(たとえば、幻聴)をひきおこす。この理由は、ひとつには、視覚器の場合、知覚利幹が、いわば"空間的"に展開することができ、その相互間の"距離"をもちこむことが容易であるのに対し、聴覚利幹は"線的"に受容されるをえず、かくしてより抽象的・主観的な覚器である、ということにも、ためらわれるのかもしれない。しかし、両者のもっとも重大な区別は、人間の言語-思考活動に関与する仕方であらわれている、と言えよう。

人の聴覚器が知覚するもののうちもっとも重要であるのは、ハウミでもなく、他者の音声言語である。許人的情状の経験は、おおむね、他者の発話によつて知られており、人は、他者から扱がけられてくることばによつて、(真に)他なる世界へと、どうしよ

うもなくひらかれ、ひきよせられていくことになるのだ。しかし、
 対人状況は、本来相互的立場のはずであった。そこで人は、自ら
 もまた他者へと語りかける。ところが、このような他者への能
 動的な発話よりも、くは、他者からのことばのゆく聴いていなければ
 ならない。人は、発話する己のことばをただちに聴きとり、受動
 的な知覚経験へと即ちこむことをする。——この二つで、発話は
 つねに受話にまとめられている*。

* 発話者は、自分の発話を通常にはまごえなくさせる(たとえば、他人の目を凝らしてまご
 えよにさせる)と、発話行為といふ自身にちかしく困難になる、という実験がある。
 (角田 1978: 51f)

*

話行為(発話)がかならず受話に伴われているので、受動的な契
 機を脱けきることがないのだといえるも、それだけであるなら、それ
 以外の要因、たとえば筋運動知覚(話行為に伴う身体的な運動の
 知覚)を手がかりにして、受話と発話とを対照させればよいはず
 ように、思われるかもしれない。しかし、どうもいかなる事情は、
 発話(話行為)と受話(聴取)との中間項として、内語(もしくは
 思考)をさしはさえてみるならば、

	筋知覚	聴取
自	発話	+
	独語	+
	内語	-
他	受話	-

Table 2

これによらば、聴覚器を介する自/他
 の分称には、一元的な
 素性を配することが、
 適当なくなるのである
 から。

・ N.B. 内語は、その自体が
 言語的に受容されるとい
 う二つで、独語に近い体
 験であるかにみえる。しか
 し、その受容は、聴覚器

を介する経路よりも、さらに直接的なものであるだろう。自らの思惟ないし内語が、
 '聴取'の如く感性的な受容の回路と結びついてしまったとき、"幻聴"が生じて、
 きたる。こうした混淆や転移が生じるのは、また、もう一つ、受話という体験が、
 つつとろくろくかちであるほどには受動的な営為ではな、ということがあるかもしれ
 ない。受話は、たんなる聴音よりはるかに積極的な、構造的作業であるの
 だ。

発話と受話とは、言うなれば、相互に浸透しあひ、連続的である。
 純然たる発話ということもなれない、また、純然たる受話というこ
 ともない(いかなる受話にも、能動的関与が含まれている)。人の
 言語経験は、このような能動と受動の両極間を、振幅する。

* 27 *

人は、自己の言語的イメージを、"聴く"ことがありうる。(ある
 いは、むしろ、自己に帰属するがくもなような、自身の言語的営為
 (思惟)を、"聞く"しかたにほめになるのだ、と云う入がよいの
 だろうか?) こうした場合、人は、その虚像たる発話主体に、非人
 称の位置を与えて以外に、己の了解の完結性を保つたべは、ない
 だろう。このような人称構造をたてることと、自/他の分称と自己
 了解の構図は、それなりに安定に維持されていることができるかもしれ
 ない。真理——自己自身を包みこんでありあまるほどの言語——が
 人にかたまりるのは、このような仕方においてである(と当人には
 感じられるしかない)のが、ふつうであるといえようが、その限り
 では、それは、(啓示とよばれようとも、あるいは憑依とよばれよ
 うとも)少しも「異常」なことからはなない。

*

このように、向か超超的な対称をたてることにより、人は、単に
 自己の言表さしめる内的イメージを、然るべき言語化によつて、あひ
 こいの対称にふりわけられていくことができるだけでは、ない。自己の

発語でさえ、その双面的な主体の誘ふところである、と了解する
 ことが出来る。これは、ときに、"聞くとおりに喋る"、すなわち、
 自分は、真正の発語者ではなく、たんに伝へるだけである、と
 いうように、自身の言語的営為を自己了解するという仕方をとるこ
 ともあるが、また、ときには、双称が（返つてない仕方を）自
 分の口を借りてじかに喋るのだ、というように、自己了解するとい
 う仕方もありえよう。（後者では、ある種の口よせの場合などのよ
 うに、発語者の心的喪失を伴うことが多い。双称が自称を失ひのけ
 てしまうという心的力学からいっても、当然の帰結である。） いわ
 ゆる末開の社会、文字をもたず、また、さまざまな分化した伝達の
 回路をとくに内蔵しているわけではないような社会では、共同観念
 を言語形態へとまたらる仕方のひとつとして、必ずといっていいほ
 ど、この仕方が公認されている。この事実を、とりわけ注目し
 よう——というのは、法的なメッセージのもっとも原型的なかたち
 を、共同社会におけるどのような言語のあり方に思出すことができ
 るだろうから。

* 28 *

古典宗教学の基本範式によれば、固有の文藝、美術、音楽とい
 った芸術形態、さらには、政治、法、固有の宗教、……といった、
 およそ社会の共同観念領域にかかわるような諸事象は、のこらぶさ
 の起源を、原宗教（ないし、"まつり"）のなかに有しているのだ
 であって、それらは、そこから分化し、相互に分離をとげることによ
 び、おののおのの現在の姿形をととのえるに至ったのである、とい
 う。こうした、いささか素朴にすぎない見解——とりあえぬ、これを、
 宗教学における分岐仮説、とよんでおこう——をまともにまろごと
 糺呑みをする必要は、さらさらあるまい。しかし、人間社会が不可
 避にたかざる法的なものが、末開をいし原始の法形態から、なにが
 しかの斜余曲折を経て、今日われわれがしているような構成をもった法

形態へと列りついた、という、派生の系列を、興行きとして念頭に
 置いておくことは、悪くない。というのも、言語事象としての法の
 特質を見定めるには、現代社会の法の構相のみを想い浮かべていた
 のではみえてこない部分が多すぎる、と思うからである。

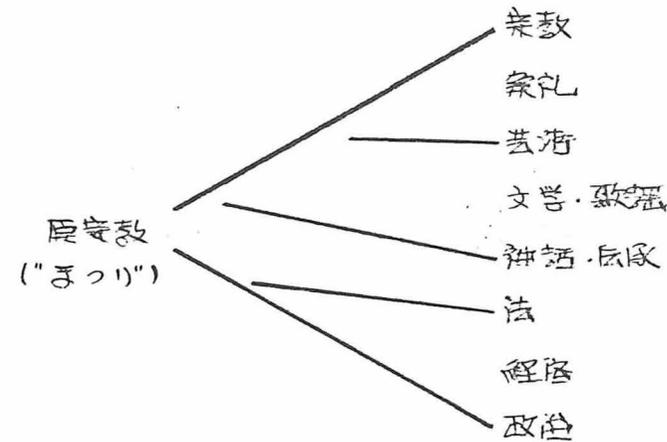


Fig. 3

それを原宗教（ないし、"まつり"）とよぶかどうかはさておくと
 して、たとえいかに単純な（外見上の）あり方をある社会であるう
 とも具えていえるにちがいない、共同観念の諸形態の混融態（amalgam）
 は、人々が自らのかたちづくる社会を（再）解釈し、（再）構成する仕
 方であった。こうした（再）解釈や（再）構成は、おどに所在する社会
 に外からつけ加えられる、何れも二次的な手続きなのではなく、それ
 自身が、社会を形成する際の営為である。そして、この営為は、
 <言語>によつてしか可能ではない。このように、社会は、<言語>
 によつてふかく定めあげられているというべきだろう。法的なもの
 （あるいは、より広く、原宗教の如きものに発する共同観念の諸形
 態）の展開系列は、さゆゆえ、とりわけ<言語>（ないし、言語語
 形態）の展開相を遡ることにより、究明されるのでなければなら
 ない。

* 29 *

原來的な共同觀念の混融態から。法的なものが、わいわいのし
るような法へと、分化と特化と純化とをとりあげてきたとして、この行
程は、いかなる方向への歩みであったのか？ 法的なものの核心を
なるものとは、どのようなものなのか？

法のあり方をきかだたせるため、いまかりに、このところの法と
宗教とを、対比させることにしよう。わいわいのしるような社会で
は、この両者は、互いにかも互いにもともと無縁でしかなかった
かのような、冷淡さと無関心とを相互の間に漂わし、法は法、宗教
は宗教として、わいわいの社会体系のなかでの自閉的な個別領域を
なしている（如くである。）しかし、こうしたわいわいの抱きもち
なイメージは、わいわいの社会をだけ当然とみえるほ人の偶発的な
現象に照応するものに、おびやかたかもしれない。近頃ますますし
られるようになった、異社会に関するさまざまな証拠が示すところ
からみると、両者は、相互に区別できないほどに浸透しあうことが
できるのであり、また実際、そのように近接している例を、いくら
でもみつけることができるにちがいないのである。法は、いかよう
にも宗教的なあり様をあることが、できるだろう。その一方で、ま
た、宗教としても、あたかも法であるかのようなあらゆる方法をあるこ
とが、ありうる。（ある種の社会事象、たとえば罪禍に及ぶ清夜
のたぐいは、わいわいの眠に、宗教的な表現である、とも映るであ
るうが、それと同じ程度に、罪障に課せられる刑罰である、という
ふうにも考えられる。）常識の裡に素朴に信じられていただけの、法/
宗教の対比は、このように、たちまち維持できなくなる、というの
は、この対比は、まだ、ただ単にわいわいの社会が有している、共
同觀念の領域を類別する、即自的な仕方、わいわいの社会の「原地
人的な知識 local knowledge」にすぎないのだから。

ここで深刻な曖昧さに見まわっているのは、決して、異社会の人
々や彼らの思惟なものでなく、むしろ、わいわいの手のなかの通
用的な知識の方であるのだ。法/宗教といった対比の構図は、その
効力が疑念にゆだねられることにある。しかし、だからといって、

わいわいの通用的な知識をただちに投げ捨ててしまったのでは、早
計にすぎるといふものだろう。法/宗教という概念的な対比からと
りあえず出発するしかないわいわいが、思考のなかでその効力を維
持したければ、その対比を、何らかの原理的な構成へと組みとめな
ければならない。（もし、いかなる対比をも維持できないのだとす
れば、わいわいは、わいわいの思想をうしなうことになる。）わい
わいは、いかなるものを法の系列と見、また、宗教の系列とみてい
るのか？

* 30 *

わたしは、法的なものとは、觀念の共同的なあり方の、つぎの特
性を照射するものだ、と、再把握するのがよいだろう、と考えてみて
いる。

法は、つねに、あくまでもある個別的事態に対処しようとする
ところに、発現してくる。法は、たしかに、当該社会の存在の根拠
へと接合する、ある普遍性を告げるようなことばである。しかし、
法を構成することばは、あたかも物質と反物質とがとうである如く
に、特定の違法行為と相互に外在するようにして、ひとつの現場か
ら、わいわいへと発してくるのだ。生起してしまったひとつの行為（反
則し、事態）を前にして、ひとつとは、それをある了解に持たせ
ようとする。ある種の行為——それが、いかなる種の行為であるかは、
社会によつて相当に多様でありうる——は、このような了解のなか
で、「不法」なものへと範疇づけられ、認められる。このような了
解が、共同的なものであるためには、ひとつの、固有の発話——
法的言説——が、必要である、この表現を介して、はじめに法が現
象しはじめるのだ。（法的なものを、社会のうちでの相互作用一般
から区別しているのは、言語行使の、このような介在の仕方である
）ひとつは、この言語的営為を、各人めいめいがもちうる意志 will
kür からはなれた、非人称性の発話として経験しなげなければならない

経験の内実もまた分解をとりながら、宗教は、階層的な受苦やそこから離脱の願望を投影したものに在ることもありえようし、また特定の集団の利害や信念を投影したものに在ることも、十分に考えられる。しかし、それらが必ずある仕えでの共同性にかかっているものであることは、たしかなのである。ちょうど、アナキストらが社会運動として自らを組織しようとしながら、ついに土人土党派という事態に陥りかかっているように、宗教者（信徒）らもまた、ついに、独りよりの心的図式にとじこめられてしまうこともあるだろう。しかし、その場合にも、共同を志向する宗教の本質に、かかるところはない。宗教は、このように、はじめから共同的なものであるのではなく、宗教的な体験は、それへとかがり着く個人の心的世界のなかに、まず生じなければならないことにならざるを得ない。これが、〈信〉——二の、共同的な了解への直接的な媒介は、言語表現を媒介とすることがない、それゆえ、法のような現象があくまで言語体験とともにしかありえないのに対して、ちょうど裏腹（互いに、双対 dual）な関係にある、といえるのだ。

宗教がそこにおいてある共了解とは、やはり言語の宿る場でもある。宗教は、その中で（宗教的）対称を定立することの反作用において、あてに自らをも出現してしまふはである。宗教的対称は、しばしば、神のような（架空の）人称であるが、そうした人称を有することは宗教の必然ではない。また、しばしば、宗教は、宗教者——神と人称関係によつて通ずると称し、それを専らとするもの——を派生させる、が、宗教者の存在もまた、宗教に不可欠のものではない。また、たとえある宗教が神教的な人格神を有しているというたぐいのことが、決して、その宗教が高度であることの弁証になるわけでもない。それらは、いずれも、宗教にとって本質的な規定をなすものではないのである。

*

いわゆる未開社会に（、また伝統社会に）例外なく、ゆいゆいが

‘宗教的’とみなすほかはないようである。共同概念の形骸が充満しているのは、どうしてか？ ゆいゆいの社会では、宗教は、各人の選択の問題であり、社会の政体や法・権力装置が（いちおう）宗教から脱色されているのに対し、未開な社会の多くでは、共同社会の構成が‘宗教的’とならざるをえないとすいば、それはどうしてか？ 近代以降になじみ深いような、精神の‘明澄さ’は、そこに花めても見出しえないのであろうか？

この問題を考えるひとつの手がかりは、社会の時間-空間構成であるとおもう。その構成があまりにこみこみしているため、社会は、特定の時点であるところにその全貌をあらわすことが、できなくなっている。

ひとりひとりの人間個体が、かれの‘時間’を手に入れているように、共同社会もまた、その時間的な進行を有している。人間は、間身体的な第3項である言語の、指木作用を介して、自らの了解を空間的な広がりにおくもつが、それと同時に、いま一方で、行為の統合構造を介して、自らを時間的ななかに積たえ、世界を時間的に拡大させている。人は、これを、時間-空間的に拡大した世界（＝自己）のなかに存在する自己（＝自己像）として了解する、というようにして、自らと関係している、と書いていい。社会は、たんに粒子であるような着個体の集合なのではなくて、このように自己了解をとがっている諸個体が集合態をおりなすことによつて、ようやく成立するようなものである。そのため、全体として、きりめて精緻的かつ複雑な時間-空間構成を有することになる。

かくして、社会は、いちどきに、その全体像をどこかに現わすことができるようなものではない。社会の（ある時点における）全構成員を、いちどきにひとところにあつめることは、できるかもしれないが、そのようにしたからといって、決して社会の全貌がつかまいたわけでは、ないのだ。社会について観察されるのは、そのときたまたま露呈している社会の1状態にすぎないのであって、そのような状態をそのときそこにあらしめている社会の必然性や根柢は、

その後背にしりぞいて、かくいてしまっている。各人は、そのことをゆきまえていゝるので、そのときどきの社会の状況と、つきつぎに生きぬいてゆくことができる——それのみか、人々は、この社会をかかってきた死者たちと共に生き、また、こゝからのち生れくる（であろう）人々のために、社会を生きるものであらあつたのだ。人々のかたちづくる『世』の世界は、社会の現相に比して、おそらく、あまりに過剰である。社会のうちにゆき交うメッセージは、社会の現相の豊饒さにくらべて、豊饒でありすぎる。ここにあふれたメッセージは、人々の心的過程のなかと、社会の『外』へとむかう所か
は反り。

ゆいゆいの社会では、社会の現相に包摂されるような『個人』の内的世界が、社会の『外』にみとめられており、個人の創造的表現であるような「芸術」のたぐいが、みとめられている。もし、そのような、固有の表現の諸系譜（文学、科学、美術、……）へと向かわない場合には、絶えざるメッセージの流れは、（空間的に時間的に）社会の現相をこえた部位に、超越的な対称を指定してしまふほかに、ないであろう。このように超越的な対称をたててしまふことは、その限りで、対称化ないし人称化の錯誤である、といひなげなければならないのだが、この錯誤が保たれている吸引力が、宗教性の力動をかたちづくっている。ここに、宗教は、その端初をもつた、と告げておられる。

人の『信』が、ひたすらこゝした超越志向としてあるときに、その『信』を言葉に殺しかえるといふ変換がこゝにみられるならば、そこに、宗教活動の諸形態——布教および教団形成——が生じてくる。

* 32 *

さて、原宗教のなかに法の古層をみつけることができたとしても、それは、ゆいゆいのしるような法とは、似ても似つかぬもののように

にみえるかもしれない。しかし、わたしは、原宗教から現代法（実定法）へと到るひとつの道筋を、法的なものの展開として、論理のうえであつげることが可能であるように、思う。その展開の系列は、ひとこと言へば、個別的な状況を判定する発話の主体のなかにありこまれていた非人称性と、社会組織存らびにテラリストのなかに（、総じて、社会の無知可能な客観性のなかに）外在化させ、吸収させていく過程、である。この結果、法の（言語的な）存在性や計算可能性は、増すであろうけれども、そのために、当初の発話の非人称性にしみつかざるをえなかつた幻想性や虚構性がどこかにすっかり消えてなくなる、というわけではなから。それは、依然として、法を存在させる復元ないし培地として、ゆいゆいの社会空間においても、空気のように充満している（、ただ、空気のように、気づかぬが、気にとめられたいだけだ）。

*

論旨構成の便宜上、わたしは、法に、（ゆくとともに）つぎの3段階をみとめることにしたい。それは、

- (1) 原初的な法 = 権力の段階
- (2) 自法 = 権力の分離した段階
- (3) 実定法の段階

とでも、かりによびうるような、諸段階である。

以下では、こゝら各段階の性質を描述してみたいのだが、その目的は、その個々の段階に相当するようなあつこいの社会を見出されるさまさまな法の実態について、経験的・実証的な記述を試みることでは、ない。わたしが示したものは、それら各段階の法を特徴づける、集合的な言語形象のあり方であり、それら特殊な法形態をとりたてておく機制であり、それら諸段階をひむ発展系列の展開の論理である。

(1)～(3)の各段階の類別が、なかに基準として組立てられたか、おおよそのイメージを与えておこう。まあ、(1)では、聖態を法的な

統制による解決する過程が、弁論にもたらされていまい、もっとも単純な段階を、扱う。この場合、法的なものは、発話の側にはなく、もっぱら受話の側にとめられる、といえるかもしれない。共同社会の人々が、ひとしく、法を“臆く”のである。

(2) は、これに対して、解決が、ひとつの技術として、特定者に占有されているような場合を、いうものとする。この場合、法的発話は、自らが法的であることの根拠を、自己自体のなかに見出さうとするであろう。これを、法的言説の発話を負担する社会組織、つまり、司法=権力の発生とみなしても、よいかもしれない。

司法=権力のあり方は、文字の採用、および、法的テキストの出現によって、きわめて特殊なものになってゆく。人に作用する法がすべてテキストに書きとめられ、テキストに移しかえられてゆく過程は、実定法的な顛倒によって、定結する。(3)の、実定法段階においては、法であるテキストの種族自己自体が、法的な発話から完全に切りはなされ、外置されることになる。

これは、(1)へ(3)の順に、暫明な素描を与えるよう、つとめよう。

原初的な法

* 33 *

社会とは、有機的身体を有する人間諸個体が自然生態系の上で織りなすひとつのシステムに与えられた名称である、とあるなら、

(この限りで)この社会が、社会規範とよびべきであるような外的な拘束から、まったく離脱する、というようなことは、考えられない。

なぜ、社会は、かならず社会規範を有しているのか？ これは、

各個体が有している(と考えられる)欲求相互の矛盾なしく相剋を、最終的に克服することが(与えられた制約条件下では)不可能であるから、だろうか？ とも、各個体の自己中心的な動機づけを、向らかのかたちで拘束しないとすれば、社会システムその自在が機能不全にまわゆることになる。最終的には解体してしまうから、なのだろうか？ わたしは、そのように考える必要を、さしあたり認めない。むしろ、つぎのように言おう——共同観念にとらえられた限りでの、自然生態系の制約条件が、(言語を介して)各自の行為=表現へと、投射される仕方が、社会規範であるのだ、と。

霊長類学、史前考古学、その他の証拠のさし示すところによれば、ヒトは、ついに群聚的な生活・行動形態を、営んできた。この当初は自然生態系中にまったく埋没していた(かにみえた)ヒトの群聚が、やがて、社会とよびにふさわしい特異な空間として、自らを実現することができたのは、ヒトが言語を行使するようになったことによる。とはいえ、つぎのように言ってもよいはずだ——ヒトが、みずからの群聚的な生活・行動形態を維持しうるか否かは、さしあたり、環境(自然生態系)とのバランスの上だけに依存するような、生態学的平衡の問題である、そして、このことは、群聚が、単なる群聚のままにとどまらざるの、これとも社会へと移行をとげたのであるかに、直接かかわるものではない。ヒトが社会を営む以前から、すでに群聚的な生存は十分に保障されていたのであるから。また、ヒトは、言語を行使しはじめたことにより、自身の身体活動を行為として高度に秩序づける仕方をわがものとし、己れの活動の恣意の幅を、いちがうしく広げることを見た。このような、言語に根拠づけられた身体の蓄機能の集合的なあり方は、(いわゆる)技術のなかに、定着されているのだが、この、技術の展開が、社会という秩序を、稀然たる自然生態系の法則性から離隔させている、当のものでもある。このように、社会は、自然生態系の諫めるさまがまを制約を(相対的に)無化するところのできる度合いにたいして、

その姿をあらゆしえているのであるが、それは、各個体が、記号能力を身にたくゆえ、各自の恣意（脱自然）を獲得することにおいて、なしとげらいたに相違ない。社会規範は、自然的秩序の摂する必然性から生じるのではなくて、むしろ、その種の必然性が斥けられた空隙にうみだされたばかりの各個体の恣意——表現者であることの自由——に好むべくして、あらゆれできていなのだ。社会規範が、言表されることによって各々にそれと受け入れられることを要するのは、この事情による。もし、社会規範が、自然系の法則的必然そのままを内容とするのであれば、それをゆさゆさ言表するいいいもななく、そもそも、社会規範も、また社会も、生じはしなかつただろう。（社会規範が自然的制約に根ざすように見えこのは、社会規範の仮象である。）社会規範があるから、それを言表する必要が（く々ない（社会に）生じる、のではない。それは、逆でないならばならぬ。むしろ、あることから社会規範として言明する（集合的な）言語行役こそが、そのことからをはじめて存在させ、社会規範として定立することになるのだ*。（まったく言及不能であるのに、そこにあてして存する社会規範を、考えることはできない。）このような（集合的な）言語行役のことを、（原初的な）法とよぶのだとすれば、この（原初的な）法は、社会的秩序としてだけ可能なものであり、社会の諸個性相互をとりむす言説のなかにその姿をあらゆれしてくるくかない。（原初的な）法は、可能な語秩序のなかからひとつの具性的な社会秩序をえらびとるものであるところに、その存在理由を有している。それゆえ、人は、それに（真に）背馳することか、適ゆない、というのも、所与の社会規範おべへを拒否し、投げ捨てるなら、人は、それとともに、己れの表現の拠点である規範までをも投げ捨ててしまったことになるから、である。

* Austin の用語法にならしていけば、ある社会の、集合的な言語内行為の全体 the whole of collective illocutional acts が、その社会の社会規範を与える、と考へてもよいだろう。

NB. いよいよ「社会契約説」に類する発想はこの（原初的な）法による社会規範の決定が、人々の協議と合意との上につくられたものとして、なりたつたものように想像されるところが特徴である。そのよることは、決してありなかつた——社会規範は、個体の恣意を奪取して、ある特定の記号的秩序の恣意性（＝必然性）のうちにめいめいしようものだ、そうしたことを、個体が自覚的に遂行するなど、あるうはずもない。（そもそも、社会を成る相談を、どんなことは、もって行なつたのか？）

* 34 *

社会規範が生産系の自然的秩序とかかゆるものではないことを、のべた。たとえば、重力の法則にさからうことはできないのだから、それに従うよう規範づけたりまた禁止したりすることは、無意味である。重力の法則を人々が認識したとしても、それが社会規範に転化したりすることは、ない。

そこで、ゆいゆいが考えておいた方がよいのは、つぎのことである——社会規範は、（階級分解や支配・権力関係が明瞭にあらゆれないうような、もっとも単純かつ原初的な社会を考えた場合でさえ）つねに自らの共同利害* を体化したものであるとして、あらゆれてくるといふような、では、その共同利害とは、いかなる内容をもつのか？

* 共同利害とは、もちろん、交通利害——各自の利害の交通部分——とは、別のものである。

ある社会の課す社会規範が、具体的にどのような内容のものであるのかは、当該社会の対自然的な懸念のあり方や、経済・文化状況に依存して、じつに多様でありうる——狩猟民であれば、必需品以上の獲物をとらないことであるとか、また、農耕民であれば、水源地を破壊しないことであるとか、——。そして、また、その一方で、注目すべき普遍性も見出される、たとえば、性的な禁止であるとか、（内部）殺人の禁止であるとか。共同利害は、このように、いろいろの社会の社会規範のなかで、さまざまな個別形態をとるであろう

か、結局のところ、その語彙は、くりかえしてひとつのことを言
つているばかりである——社会は、諸個人の群聚の上にしか、成立し
ない。ところが、群聚の共通性togethernessは、社会が属したも
のとはなれゆえに、社会的な秩序が必然的にそれを維持する。とい
うことには、ならなくなる。諸個人の群聚は、個体に外在するひと
つの客観性なのだから、個体は、群聚のなかでひとつの主観性を
なうことになる。個体は、それゆえ、社会規範をひとつの外的拘束
のようにつけとめるほかはない。(人々があつまっていること自体
は、理由づけられぬ不条理、というべきだ。) 実際、この拘束は、
群聚(ないし共棲)している諸個人の相互拘束でしかないのである
が、この拘束のメカニズムをい自体は、どの個体にとっても自らの
外部にあるように、すなわち、(抽象的な) 共同利害を体化したも
のとしてあるように、表象されるだろう。

N.B. この論点は、また、わたしの『2重の現実性』論とも、若干のかけこみがある——
社会のリアリティは、そのもっとも単純なあり方においても、個体の心的経験へと纏
り合ったり、社会構成の間身性へとみちみたり、2層の現実
からなるが、それを融解させることは、できない相対であるから。現象学的リアリティは、
外在する社会が、個体の「考えらるべき秩序」のなかにつかりつつかえらるべき
秩序であるが、もう一方の唯物論的リアリティは、そのような了解の恣意性をこらえて、個体
に対して外在する社会の「生ずるべき秩序」である。この2つの秩序のかけこみ
は、ある限り、——それは、決してなくならない——、社会が、個体の外的拘束であ
る仕方、やまらぬだろう。個体は、この外的秩序を、まったく内面(自分の身体
の上に)うつかせることなど、ありえないのだから。

* 35 *

社会が自らの共同利害のあり様を照らし出すためには、それを、
特定の言語形式に実現しなければならない。というのば、共同利害
は、いかなる個体(の生理的身体)によっても、直接に担われるこ
とはできないため、いったん言語という客観性のなかにおきかえら

れなければならないから、である。

共同利害を表明するような、個体の発語は、いかにして可能か?
それは、ひとつには、言語形式を、どうにかして、あくまでも個体
自身の(日常的な)表出構造から遠ざけてしまうことによつて、で
あろうし、またひとつには、個体を、何らかの心的自己分裂に追
こむことによつて、であるだろう。前者、すなわち、言語が伝達さ
れる回路の集合的な客観性は、総じて、(広義に)伝承とよぶべき
言語のひろがり、社会の上にひらいてみせる。ある社会のかかえ
もつ神話や民謡、諺や歌謡といった伝承の諸形象のなか、当該社
会が形成したさまざまな共理解が刻まれているのであるが、そのな
かに、当該社会の共同利害* に関する共理解もまた、ひくまれている。
この、共同社会の言語のひろがり(メッセージの集合)は、そ
こで、社会が、自己へと反照し、いかに自己理解をとげるための、
集合的な営みの場であるのだ。それに対して、心的自己分裂を伴う
という後者の場合が、否、すなわち、発語の人格構造が潰れる場
合である、と言えよう。

* 利害が階層的、血縁的、... に分裂しているならば、それに応じて、そうした利害の布
置一般もまた、伝承に投影されているほかである——反だし、分裂した形において。

*

(原初的な)法は、個別の状況に対処するような、共同利害の
かけこみによる発語(言語行使)であることを、おぼえておいた。このよ
うな法の困難とは、ひとつの背理——発語の意思が、あらゆる個体
から外在しているばかりであるにもかゝらず、原初的な法のような、
個別の状況に対処する臨機発語は、誰かある個体の語行為によ
つてもたらされる以外にない、という背理——である。(マクダラの
マリヤに、誰がはじめに石つぶてを投げたのか?)

背理を回避しようとするひとつの可能性は、背理を招来するような事
態をはじめからさける場合、すなわち、違反がありえない位に、(こ
ろは、違反がありえないとしても、それに対処するまでの必要も

なほどに) 社会規範が体化され、身性の分節/統合秩序の互かたまで根を下ろしている場合、であるだろう。ゆいゆいの社会にはなごまなしかくらないが、ある種の社会で、融即 participation のよう互かたりごの心身相関が生じうるのは、そのようにして、法の発現を回避しうる場合の少くないことを、示している。

融即のような極端な場合を考へるのでなくとも、比較的単純な多くの共同社会においては、共同社会の自覚が課す常識の制約は、社会規範に対する違背をたやすくおきさせることは、ないだろう。それにもかかわらば、このような法にせまる作用をかくくって、社会規範に対する違犯が、ぎりぎりのところで、問題化してしまうとき、(厳正なみでの) 法現象が開始されるといかなければならぬまい。

*

経験的に見わたせる限りで言えば、法現象は、どのように原初的であるにもせよ、何らかの司法=権力を、ともなわなければ、いかんようである。純粹に共産的な法治制をもつ共同社会は、単に見出されていなければならぬなく、きりめを考へにくくもあ

る。
法現象の実際について突っこんで考へてみるには、違背行為が、なにゆえ、またどのように、生じることについて、もっと具体的な——つまり、当該社会が有する技術、刑害の存置状況、権力状況、その他にこの詳細な——前提的知識を、要する。知られる限りすべての単純社会は、親族組織をとなえ、それを基盤にして社会規範を構築しているのであるが、これは、いかに単純なものとみても、<性>空間に關与する原初的な権力の形態であると言わなければならないのである。といゆえ、法現象にかかわる個と共同の哲理は、ただちに、この権力の存立機制と抵触する論点に足を踏み入れることをいみするので、節を改めて論ずる方が、よいであろう。

N.B. ゆえに、原初的な法に対して与えた規定は、幼児を襲撃するような場合の状況をも、想起させるかもしれない。さらに、ふたつの状況は、互いに似通っているところがある。両者に、根本的な差異があるといふは、といは、つぎのふた——職の場合には、幼児の'未熟'なことが当然に前提されており、幼児に対する成人は、誰しも、その非相称的な関係を利して、幼児に対し社会規範を表明するたぐいの言説をもつておこなうことができる。幼児の行為は、その限りで、社会規範のいかなる外にある。幼児の違犯が社会秩序を脅かさないのは、ゆいゆいの社会で、心身報復の違犯行為が刑事罰の対象とならず、免責されているのと、丁度同じような場合であると言えよう。といに対して、原初的な法が問題となる状況では、ある個々の行為が違犯であるか否かが焦点化するものであり、ともに成人として共同社会に参画するといふ点では同等な人々のあいだに、法的言説(一種の非相称的な力をもった発話)が実現されるか否かが、問題となっているのだ。ここでは、真に社会秩序が脅かされている。

司法=権力

* 36 *

原初的な法は、(原初的な) 法=権力をうむ。うみだされた法=権力は、社会構造のなかにつけとめられて、もっぱら法的言説の発話を分掌する、司法=権力の分化を、うながす。司法=権力装置は、原初的な法の痕跡を払拭し、いよいよ高度なものとなっていく。

素朴な司法=権力のあり方とは、法的発話の表出構造を、誰か特定の個体が体化するところから、はじまる。(個別の) 状況をいゆば解説し、といふ法的な言説行使へと結びつける、解説装置が、当該の共同社会内の特定部分へと、(構造的に) 特化するのだ。このような形態として、ゆいゆいは、憑機やト占を扱って見たのである。

しばしばありうる心的「異常」者であり、または、特別な修練ないし生来の素質によってそのような能力を身につけたものである。いわゆる憑依現象とは、共同社会における個体の日常的な心的自己同一性が（大抵はほんの一時的に）消失ないし解離し、その個体にそれまで存在していたはずの別の個体によって、その個体の心的世界がとってかわられた、と（芝）了解される、という事態をさす*。

こうした自己の憑依状態を、状況へ向けての発話に利用する者を、呪巫 shaman とよぶことにしよう。

* 憑依現象は、海潮効果をもたらすようにみえる、（しかし、憑依は、演技と異なり、憑依に係る本人の自意識（覚識）が一時的にもはや解離するものだ。（どう、定義がける。）憑依の存在かにおいて、憑依者には自身および他者からなる、行為の作為可能性も、また、その予測可能性（計算）も、存していない。

憑依な意志作用とかがわかる度合は、わけわけが睡眠をとるに際して経験するのと、よく似ている。わけわけは、睡眠にはいることを意図して、そのための条件をととのえることはできるのだが、意志あるままに睡眠という心的状態を實現することもできないし、また、いよいよ睡眠が實現したときには、意志そのものが消失してしまっているほかはない。憑依とみなされる心的状態もまた、ちょうど睡眠がとうとうあるように、（各人の）意志や作為の彼岸にある。（あるいは、少くとも、とうとうと信じられている。）こうした心的状態は、たしかにそこにありながら、疏通性を欠いているゆえに、当該社会のいかなる成員にとっても、（もちろん、当人にとっても）特定された対称としてつかまえることが、（通常の仕方では）できない。わけわけ人は、憑依にある個体をまごとして、その了解のために適当な人称係を与えることに、困難をおぼえる。何ものが「付いて」いる、という、2重の対称化が行なわれるのも、そのためだ。

憑依状態にあるときにも、人は、なにがしかの発話をする^{こと}が^{ありうる}。とはいえ、それは、どのような発話であるのか？

人が、通常ある個体であるということは、彼が一定の覚識と、自己把持と、世界了解とを、養育となえてある、ということであるだろう。通常の発話の仕組みが一応誰にでも通じるのは、そうした発言が、発話をとりにくく具体的な対人的状況に即した、表出の構造をとなえていからだ。しかし、個体は、憑依にはいるとともに、覚識と自己把持とを喪ない、世界了解をまったく変質させてしまう。このような心的喪失のもとでは、人がなにごとかを語るとしても、それを、表出の構造においてとらえることができないので、人々はたいになるとまごいど驚きとをおぼえるであろう。

こうした心的状態にあるとき、人は、おとらしくさまざまな、ありとあることを語る可能性がある。しかし、その内容は、決して、平常時に彼が語りえなかったこととあるはずがない。もし、実際には語るできなかったとすれば、それは、自己抑割によつてか、現実的な配慮によつてか、そうした言明をもたらす表出構造がといたなかったことによるだろう。心的喪失は、たしかに、その種の制御を除去することができる。

心的喪失において、自らを、共同利害へと心的に同致、純化させ、そのことによつて共同利害を言説へとうつ（か）え、発話することのできる者が、呪巫である。呪巫は、憑依者の発話が共同利害を告知している場合のあることに共同社会が注目するとこから、うみだされる。呪巫は、共同社会の注目をおびることで、ますます共同利害へと志向することになるだろう。呪巫の登場により、憑依は、企図ないし統御された心的喪失となる。（はなはだしの場合には、ついに、心的喪失をともなわなくなる——おぼろげ、インキキとなる——かもしれない。）

*

呪巫は、ほとんどすべての社会に見出されるのであるが、それが、社会の共同利害に密着にかかわる仕方（、すなわち、中枢権力に直結する形）社会に組みこまれているか否かに、大きな差がある。呪巫の言説が大きな作用をもつような社会は、おそらく、利害の深刻な分裂と対立が、容易に共同利害（の所在）を見透せなくさせているような社会、すなわち、明晰な諸団体の統合による共同意思の形成が乏しい小さな作用域しかもたない社会、であるだろう。比較的高度の統治形態をもつ社会（たとえば、我が国の初期王権）においても、呪巫が力をもちつづけたのは、そのためである。

しかしながら、結局のところ、呪巫により共同利害を言説へともたらす仕方は、社会が文明としての膨張をとげ、ある段階にまで達すると、中枢権力から遠ざけられるようになる。その理由は、ふたつあると言えよう——ひとつは、そうした多岐にわたる社会は、先住民の諸々の土俗の共同観念形象を、蹴りだし、脱色し、平坦にならした上に組みあげられる機会がなかったため、呪巫の立ち回る余地が全体社会のなかにはそれほど狭らなくなってしまうこと、もうひとつには、もっと肝腎なことだが、呪巫の陥る遷移状態の帰結が、仮らおしも計算可能でないことが、中枢権力にとって、下都合でありうること——

このような、呪巫の限界に対して、つぎにのべるト占は、どのような特性をもつか？

* 38 *

今日、わが国の社会では、繁華街の露路裏や退屈の囲み記事のなかに押しこめられ、ゆがみに各人のささやかな利害や極私的な関心事にのみ、かまわぬかかわりあって、その露命をつないでいるかにみえるト占も、かつては、あらゆる共同社会で、共同利害にかかわる重要な決定に関与していたものであったことを、おぼいお

こさゆはならぬ。ト占の具体像——ト占の材質・仕方や、ト占者の用いる技術・知識のあり方の実際——は、じつにさまざまでありうるであろうが、その詳細を検討することなど、当面の目的でないことは、言うまでもない。ここでは、それら一切を抽象した上でのべることのできる、ト占の原理についてだけ、最小限ふれておけばよいのである。

*

ト占とよばれる手続きは、帰結が定めでない（いわゆるランダムな）事象を、必ず含んでいる*。

* この場合、その帰結が本当に不確かなものか否かは、（つまり、トリック等によって、ト占者が、実現される帰結を操作したり予見したりできるか否かは）重要でない。重要なことは、その事象が、本当にランダムであると考えられている（あるいは、社会過程の外側にあると考えられている）ことだ。

そうした事象は、自然界のなかから適当にえらびだされたもので、あるいは、その目的で熟るべくしつらえら（られ）た工作物にかかわる事象であつても、さしつかえない。ト占者は、それら生起しうる事象のあらゆる場合を解読 decode するための枠組みを、あらかじめかならず用意している。ト占者は、ト占を通じて、ひとつのメッセージを“受けとり”、それを、通用の言説のかたちになおして、人々に告げるのである。何らかの判定を必要とするような価値的な状況に至るや、彼は、その節度、このようなト占をおこなつては、熟るべき言明を入手することができる。

それゆえ、ト占という事象の核心は、“解読”——非言語事象を言語事象へと変換する言表行為——にある。ト占者が、階層として分化し、たとえば、呪巫、首長、……がト占（行為）を独占するならば、ト占は、秘密と結びつき、なにやら神秘的な雰囲気と、不可分なものとなるが——その2、通常は、そのようである——、それは、ト占という行為それ自体にとっては、付随的な契機にしかおかない。

N.B. どんなト占も、神秘感ともなってみられたり、超常現象の一種と解されたり、
しからぬものがあるが、わかりかたはまったくどのように考える必要がない。ト占に神秘
性(近かきかたさ)がもしあろうとあかば、その核心は、ト占者の心的自己分裂に
ある、というべきである。

*

言語的営為としてのト占に、注目してみよう。まず、ト占者は、
目下問題となっていている状況がどんなものであるかを、知っている(こ
ろかである)——どんな不都合が、出来てくるのか? どのよう
な(共同)利害が育かされてくるのか? いかなる選択肢が焦点に
のぼって来るのか? —— また、ト占者は、自分が行なうト占の
手順についても、よく知っているわけにはならない。さらに、ト占者
は、その手順の結果とらえた帰結を解釈する術をも、充ち身につけて
いるはずである。

ト占者は、ある特定の対話を行なっていて様子のようにみえる。彼は、
はじめ、目下の状況に対し、いかに応えたらよいのか、しらない。
そこで彼は、ある仕方、向ものかた尋ね、向ものかからその応え
をうけとるのだ。そして、彼は、それを、自ら他者に告げる——
しかし、実際、これらの事態が、すべてト占者という個体の心的関
域のうちで生じるばかりなことは、疑いの余地がない。たとえト占
者自身か、またト占者を取りまく人々が、信じていようとまたいよ
いと、あるいはどう主張しようと、ト占者に語りかける「向もの」
かた、ト占者とはなれて実在するわけにはないのだ。では、なぜ、
ト占者は、ことさらにト占という手続きに頼ることをするのか?
ト占者は、特定の客観的な手続きにしたがうようにして、ある種の
知的技術を行役することにより、自らの思惟を、自らの外にあるも
のの如くに思いたるべきであるのだ。そして、彼は、告げし
らせる媒介者となる、あるいは、発話の人称構造をト占に属してい
る非人称性へともたらすことができる。

ト占の手続きは、結局のところ、呪巫における心的喪失と、等価

な事態である、と書くことができる。呪巫の場合には、人称構造を
変容させるための、心的自己分裂を自己の内部で行ない、存おかつ
通常の自己を抹消するための、心的喪失をも必須とした。それに対
して、ト占者の場合には、その分裂が、手続きへと外置されていること
によって実現されているので、ト占者は、心的喪失にみまわれること
からまぬかれている。(もちろん、実際の社会に見出されるのが、
呪巫とト占者とを一身で兼ねていたり、両者の中間的なタイプであ
ったりする人物であるのは、当然のことである。)

N.B. ト占を支配する手続き規則が、かりに、まったく厳密に指定されていると
したなら、ト占者の解釈行為(言語的営為)は、完全に機械的な過程であるこ
とになる。これは、ちょうど、川島一雄の、法の機能理論において、裁判官が(こ
理想的には)一種の自動人形 automaton にみまわられていることと、ちょうど相似で
あるような事態である。しかし、かりに、ト占が、いかにたまたま多くの機械
的なプロセスにあきないとしたなら、それは、格別よく「当たる」ないであろう。ト占
者が、そのときどきの危機的な状況に感応したり、因果的推理をおこなった
りしながら、ト占の帰結を適宜に取捨しゆくところに、ト占が「当たる」(とみ
まわっている)根拠があるのであって、機械的過程に還元できない言語的
営為であるという点では、現実の判決行為と類似である、と言えるのである。

* 39 *

共同社会の権力が、憑依やト占と絡まっとして、存在できなかつ
た時期がある。(そして、近代といえども、権力がそうした分明で
ない要素を、すっかり自らから振りばらったわけにはない。) 憑依
やト占と、権力との関係について、考えてみよう。

ひとつのありうるケースは、いわゆる王(政治的専長)と呪巫(こ
政治的専長)とが、共同社会のなかに、別々の主体として、並存し
ているような場合である。(そして、実際、そのようなケースは、多い。) 二のよう
な、王と呪巫との「分業」が、どうして可能
なのか、そして、一体、何と何とを「分業」して来るのか、たつし

ては、個別社会の事情を民族誌的にたどりつて考察するのはない限り、向とも旨でない。社会によつては、ふたつの権威が、相互にほとんど関連をもたないように見えることさへも、あるかもしれない。ただ、たしかなことは、呪巫と王とを（権力中絶に）含むような社会では、共同利害にかかわる権力過程が、ふたつの契機に分解していることである。呪巫は、共同観念に直接帰依し、共同利害をさぐりあてることができると、そのためには、（多くとも命令の）心的喪失を脱らざるをえない。一方、王は、そのような心的喪失をまぬがれず、賞識を保ちてこける反面、自らの権力の源泉を、呪巫によつて人々に示されるような共同観念の圏域のなかに、見出すなければならなくなっている。といゆえ、ある二みでは、王が賞識をもってある政治的決断を下しうるのは、その裏で呪巫が盤根を介するゆえであり、またある二みでは、呪巫が、共同観念の欠きさにさへ広がることのできる程に自己の心性を純化できるのは、王が現実的な諸利害の相剋に終始つなぎとめられているから、なのである。このようなとき、王が呪巫を“解読”するといふ、一種のト占のようにして、ひとつの権力複合が形づくられる。憑依の状態にある呪巫の心的世界の掘み難さは、ちょうど、共同観念が共同社会の各個人にとって掘みがたく近付きがたないことと、並行している。そのため、呪巫の心的世界は、なかならぬ、共同観念をいし共同利害の象徴と存するのだ。

・N.B. わが国の土俗の王権をまた、この種の権力複合の一連のタイプを經過した、と思ひゆる（→吉本[1968]）。といは、たとへば、東アピア島嶼部に、近年にいたるまで分布をみた、いわゆるヒメーヒコ制——母系の姉妹が宗権をその兄弟が俗権を、分掌する権力システム——であり、巫女による神権制であり（この場合には、呪巫が、自らを、権力者としての資格を、自己解読することになる）、原始天皇制（天皇＝権力者×ト占者）であり、といふにつく、天皇制の権形態（天皇＝呪巫、ないし、祭祀者）である。

*

共同社会が、このような、王と呪巫との二分解においてしか、自らの権力形態を見出しえないのなら、そのような社会は、各人にとって、解読のしようのない不透明な社会関係の連鎖と、解消しようのない錯綜した利害の布置とを具えており、とみななければならぬ。共同社会の理性は、おそらくこのような分裂においてしか、自らを再現することができないのである。

* 40 *

さて、ゆいゆいは、呪巫、ト占につづく、いまひとつの耳法＝権力の形態に、ふれてみておくべきかもしれない。といは、共同社会の統治権力を掌握する政治的首長が、司法＝権力を発揮する場合、である。これを、主の裁定、とよびことにしておこう。

政治的な心性から自身を分離しているような政治的首長が、何かある事件にかかわる裁定を下すところを、考えてみる。首長の発語は、非人称性を喪っているその度合に依りて、共同社会の利害の布置にたくみに持蓋してある彼の統治権力によって、支えられなければならなくなる。彼の裁定が人々に受け入れられるのは、彼の統治権力が実効的にはたらいっていることによるのだ。

政治的首長が、（共同社会内部の）さまざまな‘もめごと’を解決したり、産犯者を‘処罰’したりするのは、どのような社会でも、しばしばみかけられることである、と思われよう。しかし、その場合、政治的首長が行なっているのがどのような行為であるのか、は、彼の統治権力の性質のいかんにかんじて、定まるほかである。

政治的首長の統治権力がたんに強大なときには、彼は、任意の裁定を下しうるようにさえ、みえるかもしれない。しかし、これを遠くに見れば、彼のよつた統治権力の実効性は、彼の裁定が実現するか否かに賭けられることになる、と言つてよい。したがって、といは、圧倒的な権力をもつていて裁定を下す場合であるとも、その統治権力は、そのつどそのつど相対化され、その実効性を問は

おさいていることにある。また一語、統治権力の密度がうつく。たとえは警察作用を発揮することもでき互いような場合には、裁定は、当然、たんなる仲裁のようなものにならざる。と、いうのは、首長は、紛争ないし事件の当事者の側から事件が彼のところまでもちこまれるのでない限り、法的言説を要せられるような状況に直面することすら、適わないのであるから。政治的首長は、事件に関与する関係者のあいだの利害の配置状況に精通し、利害の調整策として「妥当」な裁定を下さなければならぬ。この裁定は、統治権力の実力のほどや、利害の配置状況に依存してだけ、きまるものであることになる。と、いゆえ、厳密に法的言説であるとは、言いにくいかもしれない。

* 41 *

こうした素朴な王権は、無制限に権力を伸長し、その規模をどこまでも拡大してゆけるものであるか？

王（政治的首長）の権力が、当該の共同社会のなかで実効的な支配力として顕現するためには、共同社会の人々の集合的心性とその権力とが「馴れ合い」している必要がある。政体は、自ら共同観念にあっさり包摂されてしまうことにより、ぎゃくに、共同社会の人々の心的世界をいかに外からかえって包みこんでしまった。王は、この政体の言明を實現する者であることにより、自らの正当性と権力を検証することができる。王と政体とがあまりにしばしば相伴うのは、その理由によるのだ。

ところが、このような、王権と衆権との二人三脚は、（そのままでは）ある程度の規模の社会（たとえば、部族段階）までしか、おそろく有効でない。ある程度をこえる規模の支配域をもつ王権は、それにふさわしい統治組織——軍隊、官僚組織——を、必要とするだろう。政体が人々の共同利害を直かに見透すことができるのも、おおむね、土俗的社会的範囲に限られており、それを越える規模

の社会では、政体のはたらきはまた別のものとなってしまおうであろうから。

*

原始的な統治組織は、たえず分裂への危険をはらんでいるであろう。と、いうのは、統治組織の樹状構造は、面識圏や土俗的社会的空間を基盤にこえた空間的拡がりをもって展開せざるをえないため、各節点は、上位の節点から切断されるだけで、容易に、自らを頂点とする新たな統治の樹状組織となることができるのだから。

統治権力を、強固な統治組織としてではなく、素朴な王権としてしか析出していないような社会は、自らを、均質な法的空間として秩序づけることが、できていないはかである。社会は、いゆば、まだら状に染め分けられたようになっており、すべて同様な状況に對して、一様な法的言説がふりまけられる、というわけではない。あるいは、ある事件（法的言説を必要とする状況）の動向をみれば、それを正統として含むような局所的な司法＝権力が、幾重にも重疊して、ということがありうる*。

* このおなじみの権力構造をとなえた社会（たとえば、封建中世）における法的秩序のあり様を、さまざまに解明してみることは、きわめて興味深いテーマであるのはたしかだ。が、いまは、その点は、素通りする。

統治権力がいっそう強大なものになり、全体社会の内部の対抗的な局域（法的）権力が実質的に無視（うるまで）になったとき、すなわち、社会が均質な権力空間として秩序づけられているときに、偶然たる司法＝権力（装置）が、王権もしくは政治的権力から、自らをひきはなして、はじめ登場しうるようになるだろう——この場合、司法＝権力が下す裁定の実効性は、統治権力によって完全に裏付けられており、そのいみで、法（的言説、つまり、司法＝権力の担当者が発話）は、（統治）権力の函数である。

*

統治権力の伸長と、そこから司法=権力の分離は、軍事力や、その背景をなす生産力の発展とのみ、関ゆるように、みえるかもしれない。しかし、どうやら、文字の採用と、相伴うのではなからず、と思われふしがある*。統治権力のなりたちや統治組織の展開について論じることは、本稿の課題をはるかにこえるので、(来るべき)「権力論」にまたねになるまいと思うが、次第は、そのような権力の伸長がすでに相当実現されたことを前提とした上で、そうした社会の法秩序を考えてみよう。わたしはそこに、成文法から実定法への展開のみちすじを、みとめる。

* 文字をもたない主権が、大きな範囲にわたる統治組織を築きあげたことも、ある、ないわけではない。たとえば、遊牧騎馬民族国家の例がある。この純粋軍事集団は、その領域にわたる支配力を、驚異的な移動のスピードによって確保した。またたとえば、インカをばじめとする、南米高原の諸帝国がある。この国家の統治組織は、細部まで必ずしも判明しているわけではないが、この神聖王権もまた、短時間うちに指令を統治組織に周知させる、驚異的な伝達メカニズムを有していたらしい。

文字によって書きしるされた法を、成文法とよびよる。成文法は、ひとつのテキストであるが、このテキスト形成の手順を制度化したところに、実定法が生じてくる。わけわけの社会は、いままでもなく、実定法の時代にあるが、この、実定法にわたる法の展開系列を、テキストとしての法、ならびに、このテキストをめぐる言語如理の指図態の展開史としてたどるのが、次第の目的である。

実定法へ

* 42 *

ここまでに、法的言説に関連して、確認したのは、つぎの諸点を

あった:

- ① 憑依者の言説は、非人称による発話たりうること。
- ② 憑依者の言説が、共同利害をつきあてている場合、彼は呪巫たりうること。
- ③ ト占は、呪巫の与えると等価な発話をみちびく手続きであること。
- ④ 初期王権は、呪巫ならびにト占と並存すること(すなわち、王自身が呪巫であるか、呪巫と分業するか、呪巫を手続においてト占の図象であるか、……であること)。

そこで、ここでは、権力が、文字を介して言語行使を企図するところに、固有の法がうまれてくる可能性をみる。これには、まあ、文字とは何かなるものであるのかを、概念的につかまなければならぬ。

*

文字とは、どのようなものか?

文字は、それ自体としては、言語でもなんでもない。文字は、すでに成立してある言語を、書字表記するための、手段である——もっと正確に言えば、文字(という社会事象)は、ひとつの規約——ある特定の(音声)言語の個々の言説を、一系列の図象のうちに対応する目的で、工夫されたところの規約、その言語の一連の示差の要素(の対立)を、然るべくえらばれた一連の示差づけられた図象(の対立)へと対応づける、一組の規約——である。書字行為がそのつど実現する個々の図象をさして、ふつう文字というようであるが、そうした図象としての文字は、上にのべた規約をなないては、理解できないものとなる。文字を“読む”ためには、まあ、文字が表記してある当の言語を知らねばならず、また、その言語を表記するための対応の規約(規約)を、しらなければならぬ。(この規約をしらなければ、“文盲”であり、もとの言語をしらなければ、一連の文字は、解釈すべき“暗号”に似通ってしまう。) 通用の文

字現象は、そうした規約が、社会規範(正書法)として成立したところに、生じている。

*

こうした文字成立の事情には、どの程度、偶然的な要因が関与していたのか？ あるいはまた、逆に言って、どの程度、権力の必要な要請にもとづくものなのか？ 今日となつては、この点は、はっきりとはつきとめにくい。ただし、一旦成立した文字システムは、例外なく、権力と不即不離の関係におかれた。(というよりも、その自身、ひとつの権力手段であった。) —たとえば、古代甲骨文字のごときは、文字の重要な用途がト占であったことを示しているのだが、このような用法が発想された根拠には、文字が、当該社会の権力者集団内部で秘匿的な交通手段としてあるあり方が、ト占者と神秘的超越者との秘匿的な交通手段として有効であることと等置され、その喩と化していったことがある、と言えよう。

文字が、なにかゆえ、日常の生活のなかからうまわれることなく、かえって、発達した王権的統治機構のなかでうまわれたのであろうか？ これは、よりたしむべき検討の方がよい、文字論の課題である。

* 43 *

文字と権力とをめぐっては、このように、いろいろ議論のあるところなのだろうが(→巨[1978a])、ここでは、その問題をひとまず置いて、つぎの論点だけを考へよう——権力は、文字という装置によって、どのような可能性を手にしたのか？

文字は、簡潔に言って、拡大した統治組織の分裂傾向を喰いとめるといふ点で、大きな作用力をもった、と思われよう。なぜなら、文字は、口頭でのべられる王(統治権力者)の命令(言語の一種)を書きとるし、之れを、共同社会の任意の時間的、空間的な遠隔へと

もたらすことができる、かくして、原理的には、どのように大きな規模の社会であろうと、そのあらゆるすみずみにまで、王の命令を譲りなく達することが、可能であるのだから。文字は、統治組織をよりたたせる垂直関係の連鎖の一端一端を、面截的な(人称)関係から解きはなち、抽象化することを可能にさせる。

遍在する王の命令は、客観的な言語性——(狭義の)法——へと脱化する可能性がある*。

* このような経路は、いわゆる「常識」からみると、あるいは不思議に思われるだろう。いわゆる社会では、権力者の命令、たとえば「政令や布告は、法にもとづいてうみだされるのであり、それらが「あつては法をうみだして(しょう)ことなど、ありえないからだ」。しかし、このような通念は、近代における固有の法のありえ、実定法の体系を前提にして、はじめてそのように思われるにすぎない。実定法的傾向(後述)以前においては、王の「書かれた命令が」とりあえずは法であるのだ。

*

文字(体系)は、統治組織の垂直関係によって流れる命令を、書きとめろことができる。書きとめられた命令は、読み手において再現されたときに、直接口頭でのべられた命令であると同じような作用力をもつ言語として、ふたたび蘇生する。ところで、統治権力者の命令がとどめるこうした作用力は、つごうふたつの契機からなりたっている、と言えるだろう。そのひとつは、命令が、いわゆる命令文—執行文においてあることにもとづく、執行的な「力 force」であり、もうひとつは、その命令文—執行文の内容を、実際、如何なるものにさせているような、発語の適切性の条件の如きものである。命令のこの適切性の条件を満足させるものは、実は、統治権力の存在それ自身であると言つてよい。(命令の作用力は、この二つを、権力の関数である、と云ふのがこのべたのである。)

ここで、もし、統治権力がきつめて安定した支配を実現しつづけるのだ、とすれば、命令文の作用力を成立させている適切性の条件が、つねにつねに満たされていくことになる。ついに条件それ

自体無化されてしまい、命令文があたかも自動的にその作用力を獲得しているかの如き表象に、まどゆいをはじめ——とりわけ、統治機構の指揮系統下にある司法=権力の担当者、そのように感ずるであろう。従って、命令の作用力が、命令文=執行文を解釈する手続きから直接に発生するかのようになり、思いはじめらる。

* 44 *

権力が、(意識の)後景へとしりぞき、特定のテキストが、それ自体として作用力をもつように見做されるなら、それは、法テキストであるだろう。法テキストとは、それが法であるが故に作用力をもつ、と考えられてくまうようなテキストである。

(狭義に)法とは、法的言説(判決)を産出するまでの過程に介在する言語体*であるのだが、それが書きとめられている場合、法テキストである。法テキストないし成文法はたはらまははじめるのは、では、どのような権力状況であるのか？

* 言語体とは、集会的な社会過程のなかで生かされた慣用的な言説のたぐいであり、とりあえず考えておいてもらう。

発達した統治権力は、(狭義の)司法=権力を自らから分離し、統治権力の秩序のもとに下屬させている。このような分離は、法的言説(メッセージ)の生産点(法廷)と、法ないし法現象(コード)の生産点(王権もしくは立法府)とが、統治権力関係のなかで、垂直的に乖離したことを、いみする。法廷の司法=権力担当者は、統治権力者の代理人として、統治区域内の適当な場所に、多数存在することができる。司法=権力の担当者は、統治権力の下す命令(法テキスト)を基盤入力 reference input として、法的言説を発語する、言語的な仲介者であることが求められる、それ以上であることは求められない。

統治権力の中絶と、それに下屬する司法=権力との、この垂直的な乖離は、総論的に把握すれば、ひとつの判例-被判例関係であ

る、とつかまえられる。それゆえ、こうした(統治権力の)垂直性がまずあり、ついでそこから、法的言説が派生的にうみだされるように、(あるいは)考えられやういかもしれない。しかし、この垂直的な乖離にもとづく判例-被判例関係のほうこそ、法現象にとつては、むしろ二次的なものにしかたないのである。この乖離は、もともと単一のものであった法的言説の、その作用力をなりたせる2契機が、いわば垂直方向にひきちぎられてしまったところから、うまれたものだ。

* 45 *

文字の介在により、立法が可能になる。(しかも、そのようにみえる)——口頭による言説が、一回起的であり、ただ繰り返されることによつて、たかだか、慣習(法)へと沈着してゆくにすぎないのにひきかえ、文字の永存性は、耐用的な命令——法テキストとして定在する——を創出(創作)することを、容易にしている、とみえる。

それは、法に書きとめられる内容とは、どのようなものであるか？

王(統治権力者)が、完璧な専制的態度を有していたなら、彼はほとんどあらゆる種類の(作用力ある)命令を、テキストとして書きとめることができるだろう。これが、ひとつの極端な場合である。しかしながら、そうした勝手な命令が、実際、法テキストへと転化してゆくとは、ちょっと考えにくい、というのは、それがかつての恣意の産物であ(りう)る場合に応じて、法的言説を産みだすための耐用的な法源としては、不向きであることになるから、である。そこで、はるかにありやうなのは、もつひとつの極端な場合があるだろう——テキストへと書きとめられるのは、書きとめるに失なつて、すでに慣行的に法として通用していた内容の言明であつて、それ自体、新たな内容を含まない(と信じられてくる)ような場合。

この場合には、成文法は、たんに所与の法を書きとめただけのもの
であるから、成文法の起草者、成文法編纂の命令者としての、王の
恣意は、まったくつけ加わる余地がない。

近代にいたる以前にみられた多くの成文法では、法が可塑的 plastic
に存するものとみなされることは、なかった、と書いていい。実際
上、統治権力によつて、といふまでになかった新たな法の創造が行な
われるような場合でも、決してそのように解されることはなかつたのであ
り、といゆえまた、たちどころに、社会のなかの固定した成文へと
転化してしまうほか、なかつたのである。

法テキストが、統治権力とは無縁な、社会の「自然な」秩序を映
すものでも、また、統治権力の単なる恣意的な言説の産物でもなく、
独自の立法手続きによつて創りだすことのできるものであり、した
が、2. 統治権力と拮抗するある位置で、社会体系のなかで占める
ものである、というように考えられはじめるのが、近代的な実定法
の特徴である。

* 46 *

実定法の概念について、略述しておくがよい。

実定法 positive law といふとき、わけわけは、N. Luhmann [1972] の
用法にならう。法が可変的な、自由に創造・改変可能なもので
あると考えられ、またそのための手続きも制度化されてあるような
場合の、法秩序を、念頭に置くことにする。立法権をとなえた議会
は、明らかに、法テキストを創造・改変するための、公認された社
会装置であり、代議制的統治機構をとなえた近代社会は、こうした
実定法的な法秩序の、ただなかにあるのである。

近代が、なぜ実定法的な法秩序を不可避としたのか、また、旧判
度からこのような新たな法秩序への移行が、いかなる歴史的な曲折
を経由して実現したのかは、さしあたり、わけわけの関心の圏外に
ある。ここで、どうしても注目しておきたいのは、たつたひとつの

こと——実定法的な法秩序においては、法テキストが、といふまでとは
異なつて、法現象の中核的な位置を占めるに到つてくること、とい
て、実は、この変化は、法テキストと権力との関係の、ある種の逆
転——実定法的顛倒ともよぶべきであるような、逆転——が、実
定法的な法秩序への移行と不可分であることから、帰結するものであ
ること、である。

*

実定法は、(ゆくとも、その理念的な容においでは) 法源——法
的言説が応答すべき根拠もしくは源泉——と、の二つが、客観的な
法テキストへ書きとめておこう、とする執拗な試行から、もたらさ
れたものである。(法の創造・改変可能性は、(さしあたり) 法テ
キストの創造・改変可能性としてあることなので) 実定法という
アイデアは、テキストを介して、法秩序の全体を再構成し、磨きあ
が、統禦しよう、という試みであるのだ。しかも、この法的テキ
ストは、一連の言明からなるのだが、といふのは、形式的な、全体とし
て矛盾の存し、一貫した1個のシステムをなすものでなければなら
ない。法テキストの厳密さと、立法・司法手続きの厳格さとに、こ
の(近代的)法秩序の実定性(=積極性)は、負っている。そのた
め、法テキストのシステムは、一定の条件をみたさなければならな
い——たとえば、どのような状況に直面しようとも、その状況を解
読し、法的事態として再構成できるだけの、十分な法的諸範疇のセ
ットが、法テキストに与えられていなければならない、そこに適用す
べき条項が法テキストのなかからただかただかひとつ見出されなけ
ればならぬ。なおかつ、その条項を適用する仕方がただ1通りであ
ること(法解釈の一義性)が、保証されなければならない——
だろうから、である*。

* このことは、法テキストのなすシステムが(たとえば)矛盾律を成立させるような、
形式的なシステムであることと、予想される。

実定法は、このような自己完結的なものであるから、法的諸概念、

諸範疇は、すべて、現に通用する特定の法テキストに依存的 text-relative なものとなる。

* .

法的言説はすべて法テキストに依存すべし、とする実定法の要請は、たとえば、刑法における罪刑法定主義の発現に、もっともよくあらわれているだろう。これは、つづめて言えば、刑法に際するすべての判決（法的言説）は、刑法（ないし、それに関連する）法テキストから論理的にみちびかれ、構成されたものでなければならぬ、という要請にほかならない。このような要請が、刑法にかぎらず、司法=権力の行使される各局面にのこりなく浸透してゆくことで、法秩序は、実定的に、つくりかえられた。

N.B. わいわいの社会の法規範が、その可み可みまで上述のように構成されているか、というと、そんなことはない。近代的な法規範に先立つ、旧あつち慣習的な規範の蓄積が根強くなるような社会活動の領域、たとえば、経済活動の領域において、実定法は、それ以前の法規範と接続するようになり、また自身の位置を定めていくしかなくなった。自らのテキストより、取引慣行をより優先するようになる。たとえば、わいわいの商法は、その好例である。ただ、このおなじみのみかたにみまがらいて、わいわいの社会が実定法的な秩序のもとにはない、と考えようとするのは、それは、行すすまである。また、こうした例は、(基本的にいって) 左に残存する過渡的な階層にみまがらいて、とみることも、また、この例でも、慣行がそのまま代行的、並列的な法秩序とみまがらいたわけではなく、法テキストのなかで、そのおなじみのことにより、2. はじめのようになっている。——そのおなじみは、法テキストに法的言説の根拠を置くという原則は、外れではない——ということ。したがって、さらに、わいわいの社会の法秩序が、全体として、必ずしも実定法的な階層を経ているということ。変わりはないこと。これらの点を具矢なつてお、ならない。

* 47 *

法の実定化がどこまでおしめすめられていくと、ついに、法は、ひとつの範疇に行きついで、自らを最終させてしまうように、みえる。近代法をとりたててこの範疇を、わいわいは、実定法的範疇とよぶのだが、これは、成文法がかならずいたりつく、ひとつの極、テキストの自立である。

N.B. わいわいは、近代法のみならず、おなじみの範疇にみまがらいて、おなじみの範疇とどうおなじみの必要に、おなじみは、違背しない、と書いてお。しかし、これほどに本稿でもつた法の展開系列に即して書いたら、近代法のおなじみ極端な法のありかたは、ひとつの範疇の析産と考える方が、事態をよりかた明瞭に把握したことに思われるのである。

* .

実定法的範疇は、また、'合法'概念の転回としてあらわれてくる。実定的な法秩序のもとでは、合法（ないし適法）/不法（ないし非合法もしくは違法）legal/illegal のおなじみは、個別の法テキストに依存的 text-relative な、概念であるしかない。法は、習俗、道徳とのほか、当該社会の法以前の諸事象から、自らを最終的に切りおなじみ。法テキストは、もはや、その外にある法的な向ものかたを定めるものではない。法が、自らを純化し、自らにのみ依存するものとなるためには、法が、法テキストとして、のこりなく再視的にその等をおなじみし、万人にとって客観的な、計算可能な存在物となるべきなければならない。（テキストとは、人が、言語体を自らの手紙にたく仕立てである。）

法的なおなじみとは、社会を法的な了解へとみまがらうこと、おなじみ、法的諸範疇を介して社会事象を解説し、法的言説へとついかえり、言語的な営為である。しかも、法は、絶対的である。法は、汎用的な（=おなじみ種類の社会事象に対しても適用される）単一のプログラムである、と考えられる。ところで、法もまた、ひとつの社会事象であるから、法は、当然、法自身の根拠について、自帰的に、言及しなければならない。ところが、容易にみこ

れるように、ここには、Russelの哲理と同様の、形式的なアポリアが生い2くるであろう——法は、任意の社会事象が、合法であるか不法であるかを、宣告しうるものである。では、どのような法めいとなみとい自身か、どうして宣告能力をもつことは、いかにして保証しうるのか？ 実定法は、実定法みかからにのみ、権存する。実定法は、とい自身が、とい自身の合法性を宣告するようになるのである。しかし、ここで、法は自らの‘正当’性を主張しえたことになるのだろうか？

*

法は、ここで、ひとつの困難にみまわれようように、みえる。法は、階型理論ないしメタ法的言説を要請しないので——なぜなら、法は単一プログラムでなければならぬ*——、法テキストが、自らの法としての権能を、循環なく規定しおかせるかどうかは、はなはだ疑問である。

* ‘自然法’¹という発想——すなわち2の法秩序に先立つ2、一種の法的言明がすでにして成立する、というアイデア——は、強いていって、法という形式的なシステムにおけるこの、階型理論ないしメタ法的言説と考えると、考えらるべきかもしれない。

こうして、実定法においては、‘合法’性と‘正当’性とか、厳然と区別されるふたつの別個の概念として、最終的に分溜されていく。合法性とは、任意の社会事象が、法的に解釈された場合に、ある特定の法テキストと違背しないことであるのに対し、正当性とは、どのような合法性の根拠となる法テキストのシステムが、社会的な作用力をもつことの根拠のために、かかゆるべきものである。実定的な法秩序が合法性を法テキストに下屬させたなら、いし一方の正当性は、その法テキストをなみだし2、法テキストに外在することになるしかない。

実定法が、自らの正当性にいかに言及する（言及しない）かは、つぎに、実定的な法秩序と統治権力との関係を考え2みるなら、さらには2きりうる。

実定法と権力とは、相互にいかになる関係にあるのか？

実定法の法テキストを表面的にみるだけから言えば、権力を基礎づけるものが法であることは、明々白々疑いえないことのように思われる。（法解釈学者は、口を揃えてそう言うであろう。）実定的な法秩序の自己了解に即していえば、統治権力が、自ら権力として作用するのは、といが合法的である限りにおいて、であり、実定法のなかに根拠をもつている限りにおいて、である。このいみで、実定法以前の法が、いゆば、権力の関数であったのに対し、実定法下では、ぎやくに、権力が法の関数である、ということになる。法テキストは、か、2のように権力の意思作用を伝達する、権力のコミュニケーション手段としてあるのではなく2、いし、とい自身が、純粹な権力作用の源として、ここにあることになる。

法テキストは、当該社会の権主体の行為一般を、とりわけ、統治権力の行使を、規定する。そしてまた、司法権力の行使を、規定する。さらにはまた、立法権力の行使、すなわち、法テキストとい自体を書き替える手続きをも、規定する。——つまり、すなわち2の（合法的）権力行使の源泉である。実定法の理念に即して言うならば、すなわち2の法テキストは、社会過程およびあらゆる権力行使の外にあり、といを規定するものなのである。このようないみで、法テキストは、純粹権力として存在する、と言った。

*

法が（統治）権力とは別立であり、統治権力をも、法自らをも基礎づけるものだ、と考えるならば、近代の法理解の“通念”だ、といつてもよいであろう。この、前提的な了解が、民主政体を、といとして作りだした2いる。いっぽう、いゆば、法を言語事象としてとらえらるべき視点から、いゆば、いゆばの法理論を構築しようとしてきた

のだ。この視点からすると、上述の、法と権力が分離可能であるという奥定法の通念は、法的な発話の状況において、その適切性の条件と、発話の主体（ないく、それが、執行文として発せられる‘カ’）とか、いかに切り離し可能である、とする信念に、裏付けられていれるものである、とみえる。——切り離し可能であればこそ、法的言説は、権力の外にたち、その権力を規定したり、基礎づけたり、否定したりできるのだ。

法的言説（判決）は、（法的な）ある発話の状況のなかで、うみだされる。法的言説もまた、人の語行為であるという点では、他の発話と同らかゆるところがある。ただ、この言説は、(i) 執行的な‘カ’をもつ執行文であって、合法/不合法を判定することを要す。合法/不合法を判定できる根拠というのは、この発話が、法テキストに依存していれるところに、由来する。他方、この言説が (ii) 実効的な‘作用’力をもつのは、いわゆる適切性の条件をみたしていれるからだ、と解釈される。ある判決の、執行文としての‘カ’が、判決をとりまく社会関係のなかで実現されていくのは、その判決文が、担当判事によって、開廷中に読まれたものであることによる、というわけだ。法が権力をなすびつくるのは、法的言説の発話の状況においてである、として、法的言説の執行的な‘カ’が、‘作用力’（＝権力）へと転化するかどうかは、発話の状況に依り適切な条件によって決定される。（とゆえ、適切性の条件として、記述できる）、ということになる。

*

法的な発話の状況を構成するのは、具体的に、どのような語事象だろうか？

ある発話の状況を構成するのは、もっとも広く決りつたとして、その発話に支立つ出来事の本質である——判事は、正式に選任されたが、訴訟手続中に、手落ちはなかったが、……。このようにしてみるなら、法テキストから法的言説を産出するに至る過程（法領

域）と、そして産出された法的言説が社会的な作用力をもつものとして自らを実現していくこと（権力領域）とを、きっちり区別することが、ゆけなくできるようにも、思われよう。ところが、そうはうまく、事が運ばないはずである。

ある特定の法的言説（判決）をとりあげるなら、なるほど、その発話と、それに支立つ一連の事象——それが、その発話の、適切性の条件としてとりだされる——とを、明瞭に区別することが、できるだろう。しかし、これは、ひとつの法的言説について言っているにすぎず、当該の法秩序がうみだす法的言説の全体について、同様のことが言えるわけではない。法的言説が、全体として、その適切性の条件を、それの外にもつとは、考えられないのである——ある法的言説に先立つ社会事象のなかには、もちろん、人々の言語的ないともみも、含まれる。（人々は、たんに、たまたま言葉を交しなから、社会生活をいとおこなっているのではない。執行分析を話題にしたところを明らかにしたように、人がことばを交することの主体が、固直に、社会的な行為である、といえるのだ。）とゆえ、実のところ、ある法的言説の、適切性の条件を構成する社会事象のなかには、別の法的言説が、まぶれこんでいれるかもしれない、いや、かたがた別の法的言説が含まれていなければならないのだ。（したがって、ある法的言説の作用力は、それに先行して、どのような別の法的言説が存在したか、に左右されることになり、しかも、その法的言説は、作用力のあるものでなければならぬだろう。

こうして、ここに、ひとつの(悪)循環構造が、うまれつきまわす——法的言説とその作用力との結びつきを解明するためにとりだしてきた、発話の状況は、それに支立つて、実効的な作用力をもつ別の法的言説を、想定させることになり、……。このような‘正当’性の体系も、その論理的解明がきわめて困難であるのは、この種の悪循環のゆえである。）

かくして、われわれは、法的言説の作用力を一助に保証するものとして、法秩序全体の‘正当’性へと、目を向けるべきなのである。

とのありだにはさすいた。「法と秩序」——は、誰によるのでもなしとさいる発話の析産、ただそこは定在する法テキストから、おぼこの法的言説をみらびきだそうとする。(無内容な)黙契を培地としてしか、成りたないものなのだ。そこでは、法的な発話主体が、まったく消滅してしまっている。

人間たちが相互に勝手に発する言説のなかで、とくに、ある特定“種”の言説だけが、つねに文句なしに“正当”である、などという保証が、本来、ありえようはずもない。とゆえ、法秩序は、古来、いかなる社会でも、権力と分離せぬところに、蒞生してきたのである。これに対し、実定法的顛倒は、法のこの権力への依存を見えなくさせてしまひ、法が自らにだけ基礎をもつものであるかのようは仮象を、くりひろげてみせている。その実、この法秩序は、黙契に満ちた法テキストに、依拠するものだ。110年成りたこの秩序のもとでは、いかなる権力の行使も、法(テキスト)にもとづくものでなければならなくなる。近代に到るや、統治権力は、その獸性と怒意とを喪って、股色すい、管理すいた、いわゆる「白い」権力となった。

実定法的な法秩序のもとでは、権力は、いかなる個体の恣意にも外庄する法現象として、万人の外に、(もちろん、統治権力者の外にも)、押しやられ、法テキストのうちに閉じこめられてある。権力とは、一様に当該社会の個体ととらえる般人稱的な作用力である。その作用力の本性は、解釈法学によつても、法の機能理論によつても、未だ、つかまひては、いないはずなのだ。

* 50 *

実定法的な法秩序下における、法テキストの文面——これが、とりもなおさず、‘法’を想起する場合に、まぶすわかれの脳裏にうかぶ表象であるのは、たしかだ。人は、これを、単なるテキスト一般のように、扱ってしまうこともできる。しかし、これが、単なるテキ

ストでなく、法テキストであるゆえんど、概念的に把握するのでないなら、実定法的顛倒の正体を見きりめたことには、ならないであろう。

実定法の特質は、法的な発話の状況に、テキストが関与する仕方にある。同じく法テキストではあっても、ある統治権力から派生する成文法のシステム——Luhmannのいう、「高文化の法」に相当する——の場合には、司法=権力担当者の法的言説は、統治権力者の代言——言わさひていふこと、あるいは、代わりに書いていること——にはかならない、と言えよう。その法テキストは、基本的に、ある実体的な発話者の意図を伝達する、というスタイルで、はみはがすことができる。これに対して、実定法的な法テキストには、その背後に、何らの実体的な発話の主体が、控えていない。(あるいは、まったく抽象的な、国家意志の如き発話の主体でも、想定してみることがない。) こうしたとき、司法=権力者の法的な発話の状況は、必然的に、きりめつて特異な人稱構造を課せられることに、存するだろう。

* 20. 司法=権力担当者が、他人なる代言人たるにすぎない場合には、彼は、みづからを、発話主体と解せずともよいので、発話の情景のなかでも、自己分裂からまぬかいていふことができる。こうした法秩序のもとでは、法的発話の非人稱性は、最高統治権力者本人の周囲に、集中的にあらわいてくるはずである。

*

実定法的な法秩序のもとでは、法テキストが、法的言説をうみだすための(唯一の)依りどころである。その場合、法現象をかりなす発話の非人稱性は、のこりなく、この法テキストのなかに、折りこまれていふ。

実定法の、法と12の特質は、法的発話の非人稱性を、法テキストとしてだけ、定在させていふところにある。立法権力の代議機構は、特定の起草者をもつてあるう法案と、非人稱的な言明をあらわ

テクニストへと転生させ、人権性を洗ひおとすための、革命的な社会装置である。

このように、法テクニストが、非人称の“依り代”として、適当であるのは、なぜか？ それは、テクニストが、本来個身体的なあり方をとする言説を、さらに対象的な位置へ定在させたもの、であるからだ。テクニストは、各人に、随伴として経験を保証する。法テクニストは、個身体的な発話の主体として、各人に登場する場合に、そこに非人称性を胚胎せざるを得ないものである。

*

近代——実定法的顛倒以後——の法秩序は、このような法テクニストによって、各人を緊縛する。この緊縛を、とことんのがれようとするなら、人は、犯罪者となるか、狂人となるか、あるいは徹底的に革命家となるか、いくともそのいずれかを選ばなければならぬ。として、万人を緊縛する法秩序は、法テクニストとして定在し、いわゆる社会の中空に居かんでいる。

——このような実定法的な法秩序の構造は、碎きうるものなのか？ 自己完結的な法テクニストが法秩序の中心に位置する、という構造はおそらくこのうちも、たやすく破られることはあるまい。法テクニストは、社会の相互制約と相互拘束とか、人々の意識圏や具体的知識の範囲を、ほろかにこえておこなうこと、あらゆるものであるから、実定法的秩序は、あまらかに、ひとつの権力状況である。こうした権力状況の解消を、国家の死滅と名づけ、革命勢力の統治権力奪取にひきまわす収束過程の極に達した思想が、いくつかあるが、いずれも、権力状況の解消を、論証してはいない。さらに、いくつかの革命=実験は、あべにべに、そうしたプログラムの第1段（アロシタリア独裁）が決してそれ以降の段階と結びつかないことを、実例をもって示した。

実定法的な法秩序（ないし、権力状況）をこえる構造を提示できるかどうかは、いまのところ、ひとつの思想（ないし、言説表現）の

課題である。社会が受容可能な表現の空間となり、各人が、記号的生の自立をたがったとき、こうした法秩序は、かろうじて無化するだろう。とわれわれは考えよう。『記号空間論』という作業は、そうした予想に、具体的な拠点を与えることを、目標としている。

(30x30=900号：二冊205枚)

RECENT PAPERS FROM THE SAME AUTHOR

- * 「研究者運動の課題と戦略」(1978年5月)
- * 「経済の人間化Ⅷ：経済の記号論・Ⅰ」(1978年6月)
- * 「答復論」(1978年8月)

FORTHCOMING (?) PAPERS NOW UNDER PLANNING

- * 「生体法学の構想と行程」
- * 「核融合以後の、産業と社会」
- * 「論としての貨幣」
- * 「生命科学と女性の権利」

CN 70

HASHIZUME Daisaburo

completed 1978-10-27

copied 1978-10-27